

基山町環境基本計画(案)

基山町

令和3年12月

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	対象地域及び対象分野	3
第4節	計画の期間	3
第5節	社会の動向	4
第6節	地域の概況	5
第2章	環境の将来像及び施策体系	6
第1節	環境の将来像	6
第2節	環境についての施策体系	7
第3章	基本的な施策	10
第1節	快適な生活環境づくりの推進を形成する(生活環境)	10
1.	大気、騒音・振動、水、土壌環境	10
2.	環境美化	20
3.	生活排水	23
4.	歴史・文化	26
5.	空家	31
6.	家庭生活に関するモラル	33
第2節	廃棄物の減量と適正処理を推進する(循環型社会)	37
1.	ごみ減量	37
2.	廃棄物・リサイクル	43
3.	不法投棄	45
第3節	豊かな自然環境を保全する(自然環境)	46
1.	水辺環境	46
2.	自然環境	48
3.	里地里山環境	51
第4節	低炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進する(地球温暖化)	55
1.	省エネルギー	55
2.	再生可能エネルギー	58
3.	気候変動	60
第4章	計画実現に向けての取組	63
第1節	環境審議会の設立	63
資料編	65	
補章	基山町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び気候変動適応計画	71
第1節	地球温暖化対策実行計画の基本的事項	72
1.	計画の位置づけ	72
2.	計画の対象とする温室効果ガス	72
3.	計画の対象範囲	72
4.	計画の対象期間	72
第2節	二酸化炭素排出量の推計	73
1.	二酸化炭素排出量の推計方法	73
2.	基山町の二酸化炭素排出状況	73

第3節	基山町の二酸化炭素排出量の将来推計(現状趨勢ケース).....	75
1.	二酸化炭素排出量の算出方法の考え方.....	75
2.	地球温暖化対策による二酸化炭素削減量の推計(対策ケース).....	78
3.	温室効果ガス削減目標の設定.....	79
第4節	気候変動に向けた緩和策と適応策.....	80

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨

基山町では、事業者及び住民が一体となって行う環境の保全及び創造に関する目的を達成するための具体的施策、その他の重要事項について定めた「基山町環境基本条例（令和元年条例第 20 号）」を令和元年 12 月に制定しました。

私たちの生活は、近年の社会経済活動により飛躍的に便利になりましたが、一方で、この活動が、環境に様々な影響を及ぼし、地球温暖化や生物多様性の減少などの地球的な規模での環境問題を引き起こす要因となっています。これらの問題を解消するためには、一人ひとりが環境へ影響を与えている活動を見直し、環境の保全と創造に取り組むことにより、環境への負荷が少ないまちづくりを推進しなければなりません。

一方で、平成 10 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」、平成 30 年に「気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）」が制定され、2020 年には「2050 年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現」を目指すため、温室効果ガス排出量ゼロを推進する取組が本格的に始動しました。

本計画は、「第 5 次基山町総合計画（平成 28 年 3 月策定）」を上位計画として、環境に関する施策を主とした計画であり、次世代を担う子どもたちに豊かな自然環境を残し、自然環境と人間生活が調和する誰もが住みよいまちをつくることを目指して策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画の策定では、国の施策(環境基本法(平成5年法律第91号)・環境基本計画(平成30年4月策定))及び県の施策(佐賀県環境基本条例(平成9年佐賀県条例第16号)・佐賀県環境基本計画(令和3年3月策定)等)との整合性に配慮するとともに、「第5次基山町総合計画(平成28年3月策定)」及び「一般廃棄物処理基本計画(令和2年3月改定)」などの関連計画と整合を図ります。

なお、環境基本計画と並行して、エネルギー分野は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「基山町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、地球環境分野は、気候変動適応法に基づく「気候変動適応計画」として補章に収録し、一体的な計画としております。環境基本計画の位置づけを図1-1に示します。

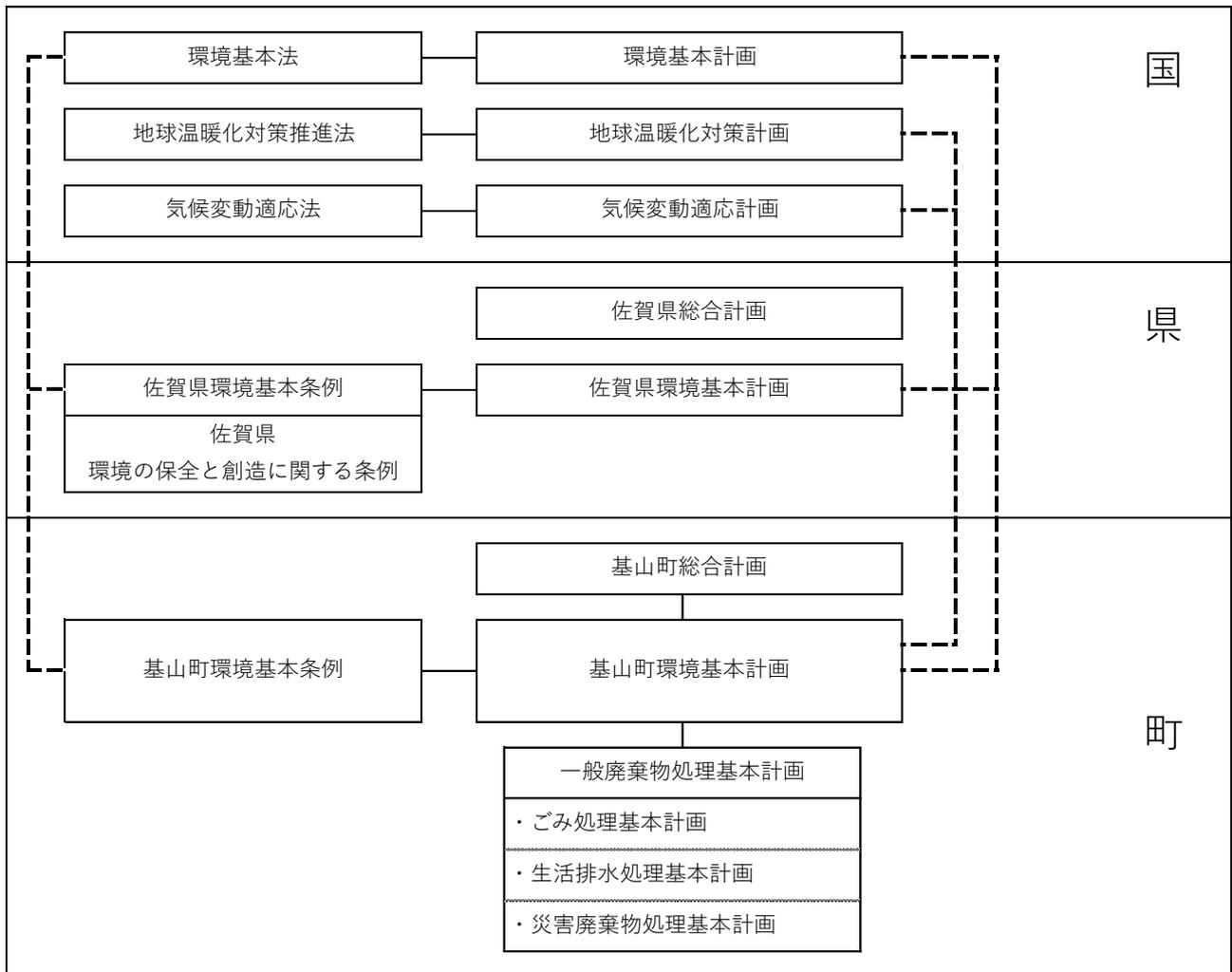


図 1-1 環境基本計画の位置づけ

第3節 対象地域及び対象分野

本計画の対象地域は、基山町全域とします。

対象分野は、4つの柱である「生活環境」、「循環型社会」、「自然環境」及び「地球温暖化」を基本として計画します。

なお、対象分野に関しては環境審議会を開催し、住民、行政関係者、関係団体及び学識経験者との協議を行い、決定しました。

第4節 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和13年度の10年間とします。

5年後に中間見直し及び改定、10年後に次期基本計画の策定を行うこととします。進捗状況を評価するために毎年報告書を作成します。

年度	令和									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
策定年度										
計画の期間	○	→								○
見直し・改定					△	▲				

※△：見直し年 ▲：改定年

第5節 社会の動向

近年の主な社会の動きや出来事を以下に整理しました。

表 1-1 社会の動向

年次	国際	国内
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・国連サミットで「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択 ・COP21 で、「パリ協定」が採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県総合計画 2015【県】 ・地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画の策定【県】 ・第 5 次基山町総合計画の策定【町】
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・COP22 が開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画の閣議決定【国】 ・佐賀県生活排水処理構想の策定【県】
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・COP23 及び CMP13 が開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年版環境・循環型社会・生物多様性白書の策定【国】
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・政府間パネル第 48 回総会で、1.5℃特別報告書が承認・受諾され公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応計画の閣議決定【国】 ・第 4 次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定【国】
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・政府間パネル第 49 回総会で、2019 年方法論報告書に関する議論等が行われ、概要章が採択されるとともに、報告書本編が承認・受諾され、公表 ・政府間パネル第 50 回総会で、土地関係特別報告書が承認・受諾され、公表 ・政府間パネル第 51 回総会で、海洋・雪氷圏特別報告書が承認・受諾され、公表 ・G20 大阪サミットで、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・基山町環境基本条例の制定【町】 ・一般廃棄物処理基本計画改定【町】
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・政府間パネル第 53 回総会が開催されたが、新型コロナウイルスにより、予算のみの議題となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 203 回臨時国会において、菅内閣総理大臣より「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言【国】 ・佐賀県レッドリスト 2020(植物編)の策定【県】 ・基山町環境審議会の設置【町】
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・COP26 及び CMP16 が開催予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 期佐賀県環境基本計画の策定【県】 ・第 5 次基山町総合計画の改定【町】

第6節 地域の概況

基山町は、佐賀県の東端に位置し、福岡県筑紫野市及び小郡市に隣接しており、佐賀県の東の玄関口となっています。

基山町の面積は、22.15km²で約3分の2が丘陵です。北部には国の特別史跡基肆(きい)城跡がある基山(きざん)を主峰とする筑紫の山々が連なっています。南部には筑紫平野に向かってひらけた丘陵地帯が続き、秋光川や山下川等が平野部を貫流し、いずれも筑後川へと注いでいます。

周辺の大都市への距離についてみると、20～30km 圏内に福岡市、佐賀市及び久留米市があります。JR 基山駅から博多駅や久留米駅までは約20分で結ばれる通勤圏内にあります。また、人口減少が進んでいましたが、各種移住定住施策により減少幅は縮小され、近年では横ばい傾向となっています。

町の西側を県道久留米基山筑紫野線(旧鳥栖筑紫野有料道路)、東側にはJR 鹿児島本線、それに平行して国道3号、更に町の東側を九州縦貫自動車道、南端を九州横断自動車道が走っており、交通の要衝となっています。



図 1-2 基山町の位置図

第2章 環境の将来像及び施策体系

第1節 環境の将来像

第5次基山町総合計画では、「アイが大きい基山町～住む人にも訪れる人にも満足度 No.1 のまち基山の実現～」と将来像を掲げており、5つの基本計画(自然+idea、教育+idea、にぎわい+idea、安心安全+idea、協働+idea)を定めています。自然+ideaの施策では「災害に強い山林河川整備」、「自然と身近にふれあえる基山づくり」、「協働による環境美化の推進」及び「新エネルギー・省エネルギー」などを中心に環境に対する取組を進めております。

本計画では、環境に対しての住民ワークショップを開催し、住民、行政関係者及び関係団体との意見を踏まえた上で環境の将来像を決定しました。

表 2-1 基山町の環境の将来像の検討

基山町総合計画将来像	アイが大きい基山町～住む人にも訪れる人にも満足度 No.1 のまち基山の実現～
環境基本条例基本理念	自然環境を大切に守り、次世代を担う子どもたちに引き継いでいく
	環境に配慮した営みを送り、自然環境を守る
	環境を守る大切さを学び地球規模の環境問題に地域から行動するまちを目指す
	環境負荷を低減し、だれもが住み続けたいくなるまちにする
町民の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・静かでごみがなく美しい安心安全なまち ・自然を守りつつ河川の整備を行い誰もが住みやすい災害の少ないまち ・高齢者が明るく楽しく生活できるまち ・町外に出て行った人も帰ってきたいまち



環境の目指す姿(将来像)
未来へつなぐ豊かな自然と住みよい暮らし ^{かえ} お還りのまち基山

<お還りのまちの意味>

1. 通勤通学の方へのお還りなさい
2. Uターンなど以前住んでいた方へのお還りなさい
3. 観光や滞在で訪れる方にもなつかしく感じさせるお還りなさい

第2節 環境についての施策体系

基山町の施策を以下に示します。

表 2-2 基山町の施策体系

目標	項目	施策
1. 生活環境 快適な生活環境づくりの推進 を形成する	大気、騒音・振動、水、土壌環境	検査の実施及び改善指導の徹底
	環境美化	協働による環境美化の推進
	生活排水	補助制度の導入及び水循環の確保
	歴史・文化	歴史的文化遺産の保護
	空家	空家の適正管理
	家庭生活に関するモラル	モラル啓発の向上
2. 循環型社会 廃棄物の減量と適正処理を推 進する	ごみ減量	ごみ減量の徹底
	廃棄物・リサイクル	廃棄物の適正な処理
	不法投棄	不法投棄の監視・指導
3. 自然環境 豊かな自然環境を保全する	水辺環境	魅力ある水辺環境の把握
	自然環境	希少生物の保全
	里地里山環境	里地里山の維持保全と環境配慮
4. 地球温暖化 低炭素社会の実現に向けたま ちづくりを推進する	省エネルギー	省エネルギー施策の普及・啓発
	再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの推進
	気候変動	気候変動への対応

※なお、環境学習及び環境教育は、小中学生及び町民等を対象とするため、目標の中から施策内容に応じて実施します。

<目標値設定の考え方>

本計画で立てた4つの目標の達成状況を確認するための指標として、各施策に目標値を設定します。また、環境教育は、各目標ごとに取り組むため表2-2で示した施策に応じて実施します。

＜基山町の環境についての施策と持続可能な開発目標（SDGs）との関連性＞

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されています。SDGsは、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。全17の目標のうち、12の項目が環境に関連しています。各目標は相互に関連しているため、1つの取組が複数の目標の達成に貢献することになります。本計画においても、町が直面している環境問題を統合的に解決するため、SDGsの考え方を取り入れることとします。このため、本計画の4つの目標の各施策の方向性とSDGsの各ゴールに対する関連性を整理しました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



図 2-1 SDGs の 17 のゴール

出典) 国際連合広報センター ホームページ

表 2-3 SDG s のゴールの環境に関連する目標の内容

目標	内容
目標 2	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、栄養を改善し、持続可能な農業をすすめる
目標 3	全ての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康な生活を確保し、福祉を推進する
目標 4	質の高い教育をみんなに 全ての人への公正な質の高い教育と生涯学習の機会を提供する
目標 6	安全な水とトイレを世界中に 全ての人に持続可能な水の使用と衛生設備を保障する
目標 7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに 安くて安定的に発電してくれる持続可能なエネルギーが使えるようにする
目標 9	産業と技術革新の基盤をつくろう 災害に強いインフラをつくり、みんなが参加できる持続可能な産業化を進め、新しい技術を生み出しやすくする
目標 11	住み続けられるまちづくりを 国内及び国家間の格差と不平等を減少させる
目標 12	つくる責任使う責任 生産と消費のパターンを持続可能なものにすることを促進する
目標 13	気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 15	陸の豊かさを守ろう 陸の生態系を保護し、持続可能な利用を促進し、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化、生物多様性の喪失を止める
目標 17	パートナーシップで目標を達成しよう 目標達成のために必要な行動を強化し、持続可能な開発に向けて世界の国々が協力する

表 2-4 本計画の目標と関連する SDG s のゴールとの関連性

本計画の目標と関連する SDG s のゴール	施策
<p>1. 生活環境 快適な生活環境づくりの推進を形成する</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の実施及び改善指導の徹底 ・協働による環境美化の推進 ・補助制度の導入及び水循環の確保 ・歴史的文化遺産の保護 ・空家の適正管理 ・モラル啓発の向上
<p>2. 循環型社会 廃棄物の減量と適正処理を推進する</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量の徹底 ・廃棄物の適正な処理 ・不法投棄の監視・指導
<p>3. 自然環境 豊かな自然環境を保全する</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある水辺環境の把握 ・希少生物の保全 ・里地里山の維持保全と環境配慮
<p>4. 地球温暖化 低炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進する</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー施策の普及・啓発 ・再生可能エネルギーの推進 ・気候変動への対応

第3章 基本的な施策

第1節 快適な生活環境づくりの推進を形成する(生活環境)

1. 大気、騒音・振動、水、土壤環境

■現状と課題

(1) 大気

大気については、佐賀県が設置した一般環境大気測定局(基山町大字宮浦 1037-1)で大気質の汚染状況の常時監視を行っています。また、基山町が独自で、平成15年度以降、大気環境測定(NO₂)を5地点で年4回実施しています。調査位置を図3-1に示しました。

基山町の一般環境大気測定局の測定項目は、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、光化学オキシダント(Ox)及び浮遊粒子状物質(SPM)で、“佐賀県の大気環境(リアルタイム表示システム)”で確認できるようになっています。

基山町の一般環境大気測定局の環境基準の達成状況としては、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は基準値を満たしているものの、光化学オキシダントについては、超過する結果となりました。

平成26年度から令和元年度において、光化学オキシダントの環境基準を超えた日数が、平成27年度に年間114日まで増加しましたが、その後減少し、年間約83日程度で推移しています。光化学オキシダントの経年変化を図3-2に示します。

基山町の大気環境測定結果については、平成23年度～令和2年度の10年間でみると、全地点ともに環境基準(参考値)内であり、特に古屋敷は他の地点に比べて、低く推移する傾向があります。基山町のNO₂の経年変化を図3-3に示します。

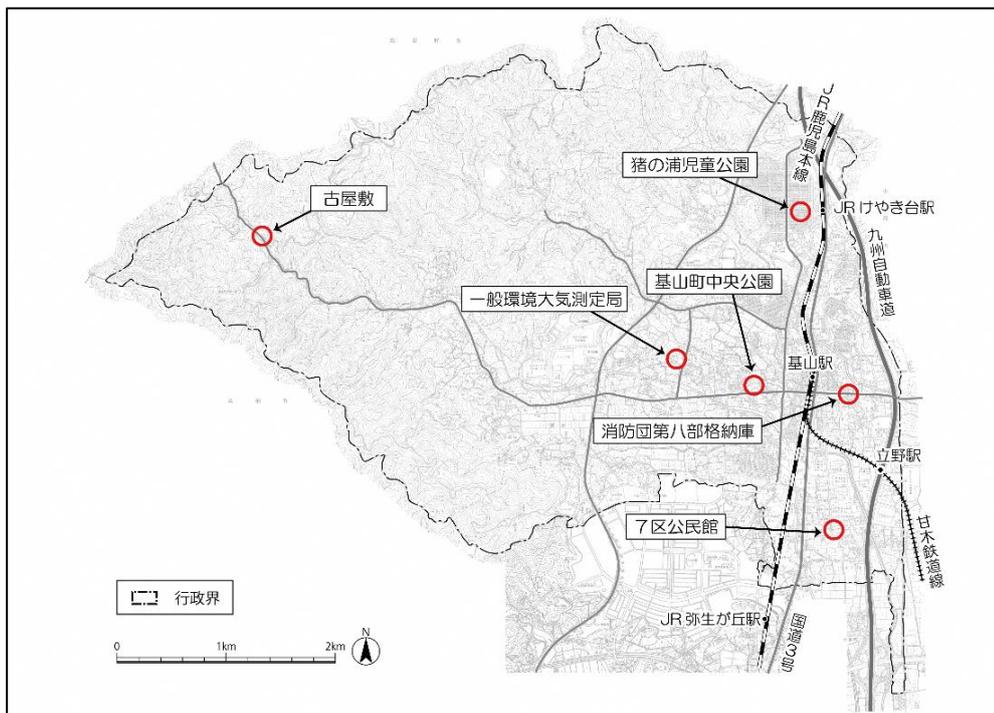
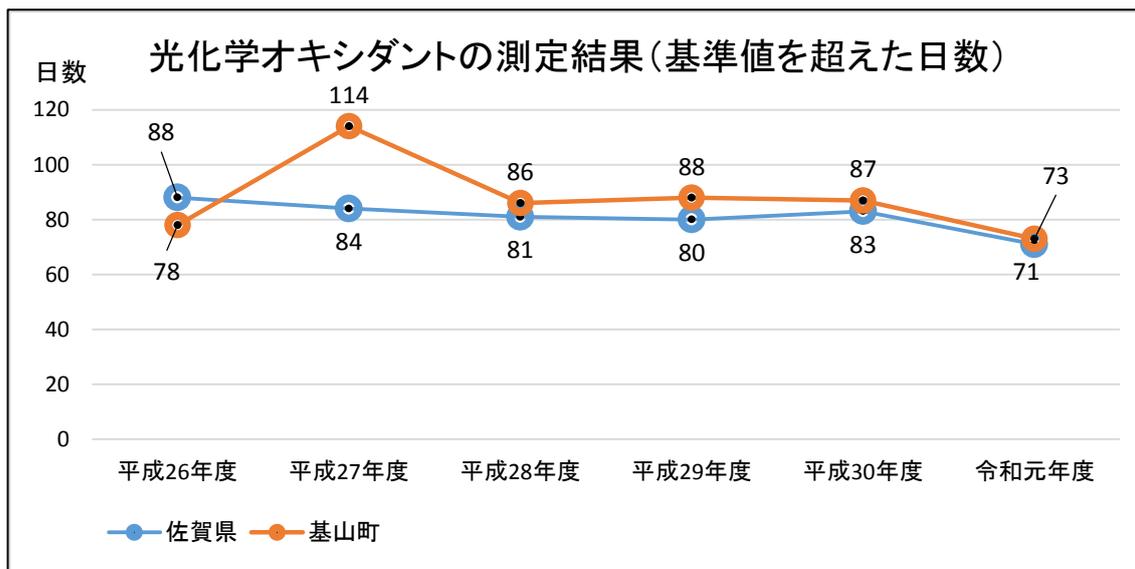
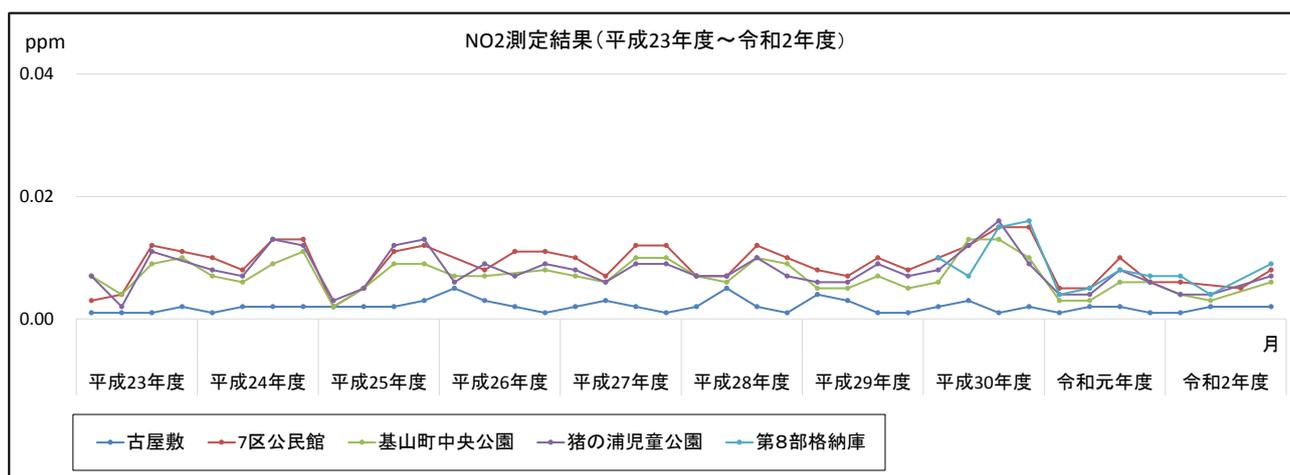


図 3-1 大気環境測定位置図



出典)佐賀県環境白書

図 3-2 光化学オキシダントの経年変化



参考 : NO₂ の環境基準は 0.04ppm~0.06ppm

出典)基山町大気環境測定結果

図 3-3 NO₂ の経年変化

(2) 騒音・振動

騒音については、基山町と佐賀県が協力して、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第18条に基づき、自動車騒音の状況を一般国道3号、久留米基山筑紫野線及び小郡基山線で毎年実施を行っています。調査位置を図3-4に示します。騒音・振動を評価する場合、測定値が環境基準値内（達成）かを見る方法があります。

町の環境基準の達成状況は、平成26年度～令和元年度で見ると、平成28年度から向上し、令和元年度は約81%となっており、佐賀県全体の達成率である約84%に近い数値となっております。自動車騒音調査結果を図3-5に示します。

振動については、定期的な調査は実施していませんが、トラックの振動など町民からの御意見があった際は個別に調査を実施しています。

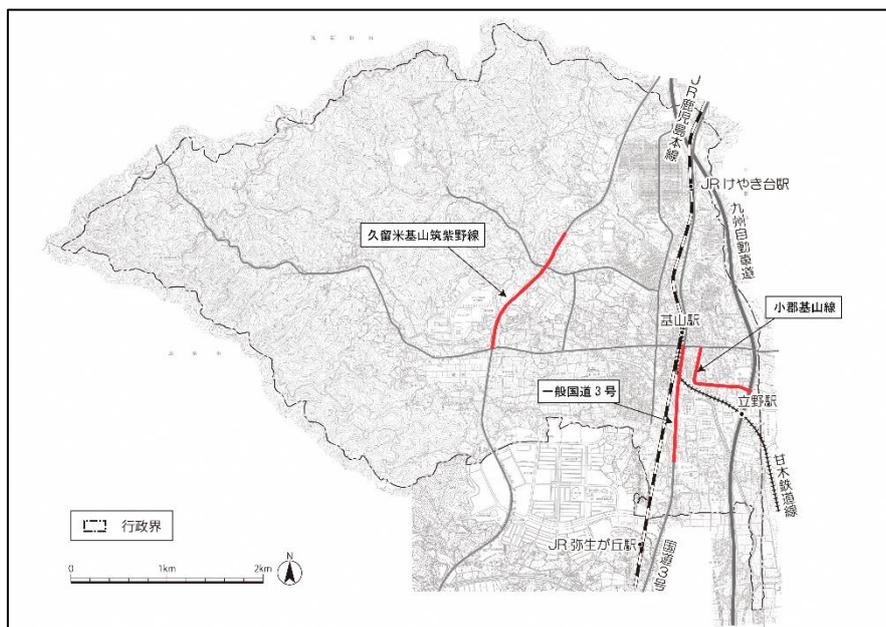
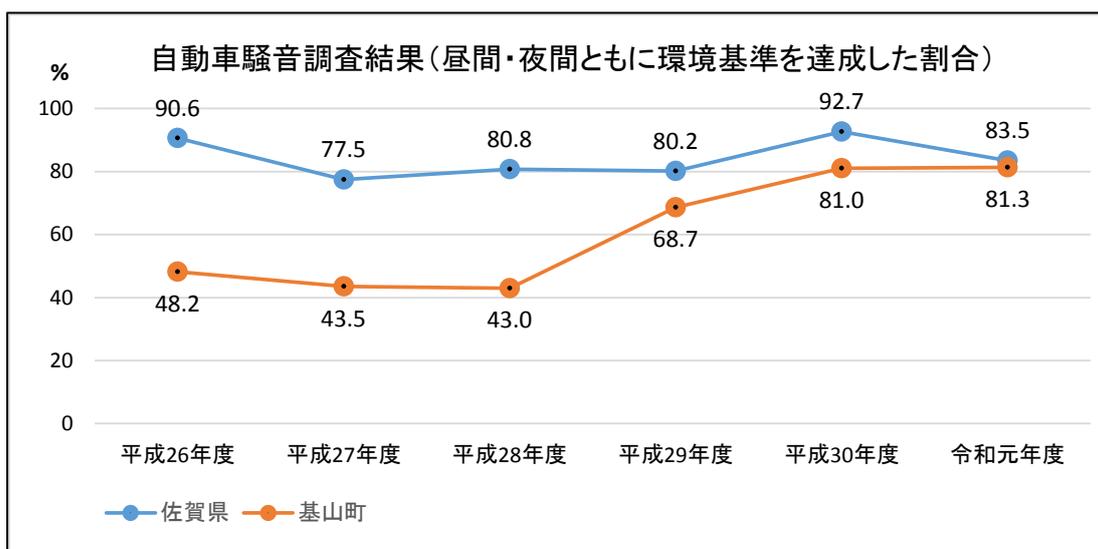


図 3-4 騒音測定位置図



※基山町は一般国道3号、久留米基山筑紫野線及び小郡基山線の平均割合を示す。振動調査は実施していない。

出典)佐賀県環境課:自動車騒音調査結果

図 3-5 自動車騒音調査結果

(3) 水環境

河川の水質については、生活環境項目 5 項目 (pH、BOD、SS、DO、COD) の検査を、5 河川 (関屋川、高原川、実松川、秋光川、山下川) で計 10 ヲ所の測定を年 4 回行っております。

基山町において、平成 23 年度から令和 2 年度の 10 年間で見ると、BOD では、関屋川及び高原川で断続的に高い傾向があり、DO では、概ね安定した傾向になっています。また、山下川の SS 及び COD において、平成 27 年度に非常に高い値 (SS:190mg/L、COD:25 mg/L) を示しましたが、次年度には回復し低い値で推移しています。各河川の水質検査結果を図 3-7 (1) ~ (2) に示します。

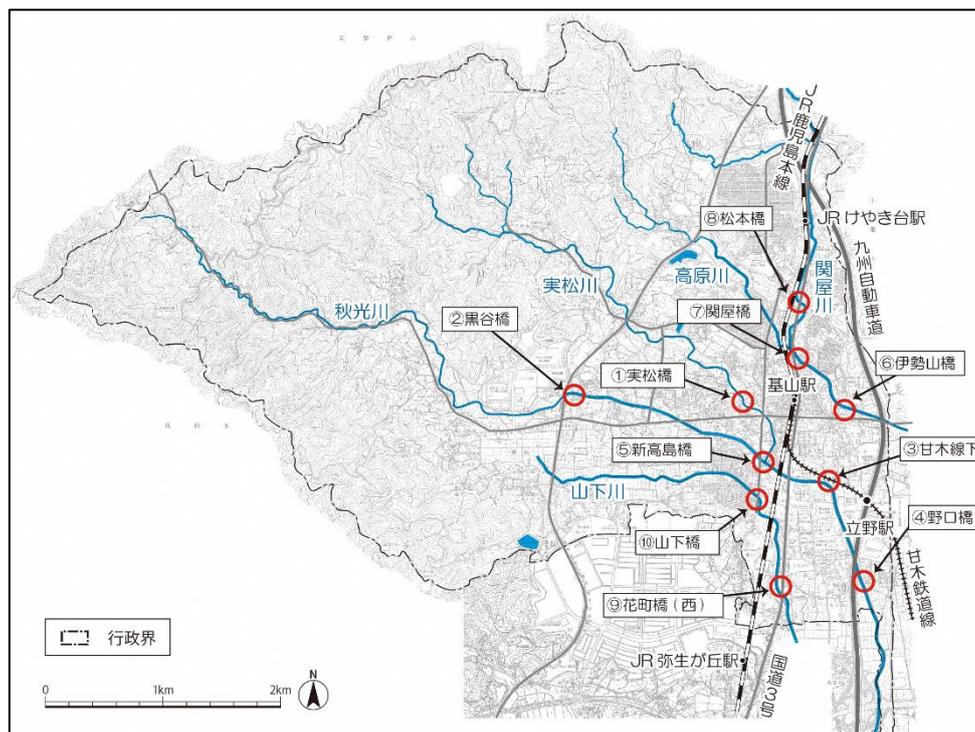


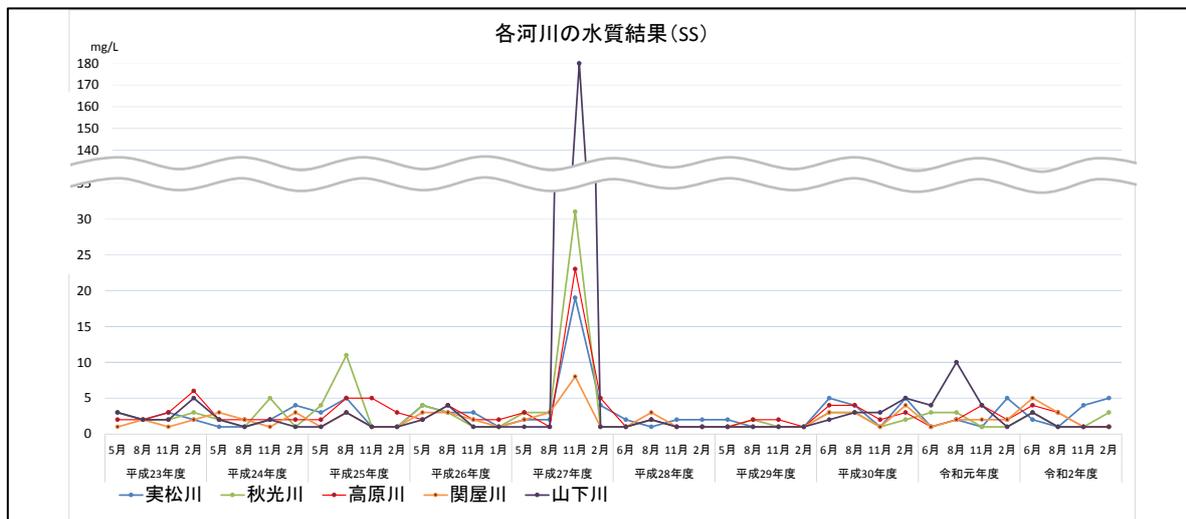
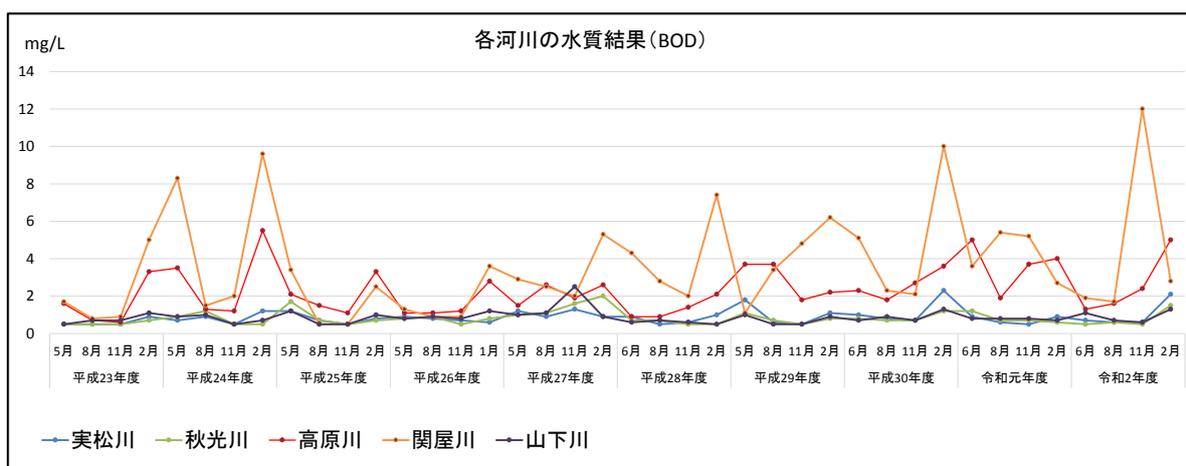
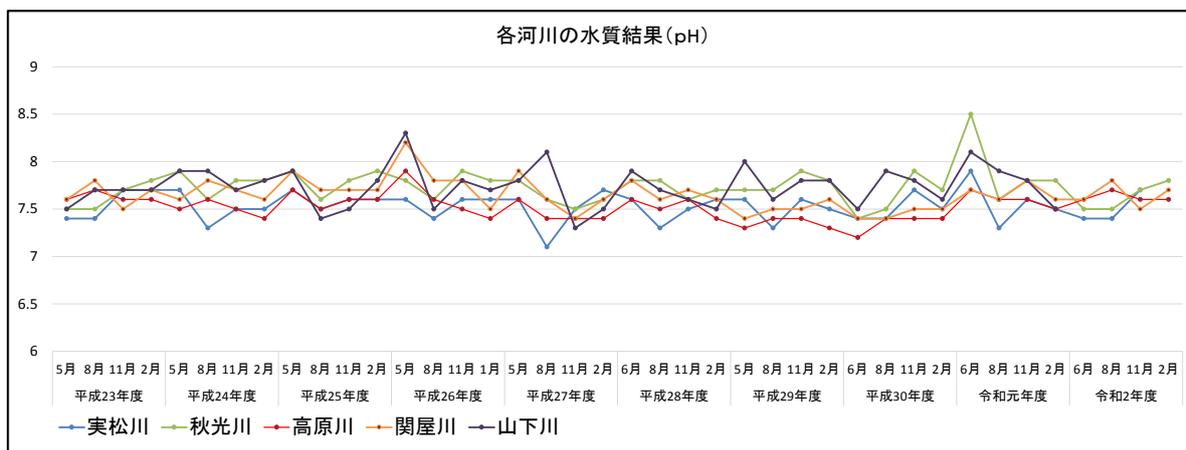
図 3-6 河川水質採水位置図

表 3-1 環境基準 (参考)

項目	環境基準		
	A 類型	B 類型	D 類型
pH	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
BOD	2mg/L 以下	3mg/L 以下	8mg/L 以下
SS	25mg/L 以下	25mg/L 以下	100mg/L 以下
DO	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数	1,000MPN/100ml 以下	1,000MPN/100ml 以下	—
調査地点	実松川:実松橋 秋光川:黒谷橋、新高島橋	秋光川:野口橋	秋光川:甘木線下 高原川:伊勢山橋、関屋橋 関屋川:松本橋 山下川:花町橋(西)、山下橋

参考: COD は、河川の環境基準はなく、湖沼として A 類型で 7.5mg/L 以上と設定されている。

全窒素、全リン、陰イオン界面活性剤は、環境基準は設定されていないが、河川の指標として一般的に測定される。

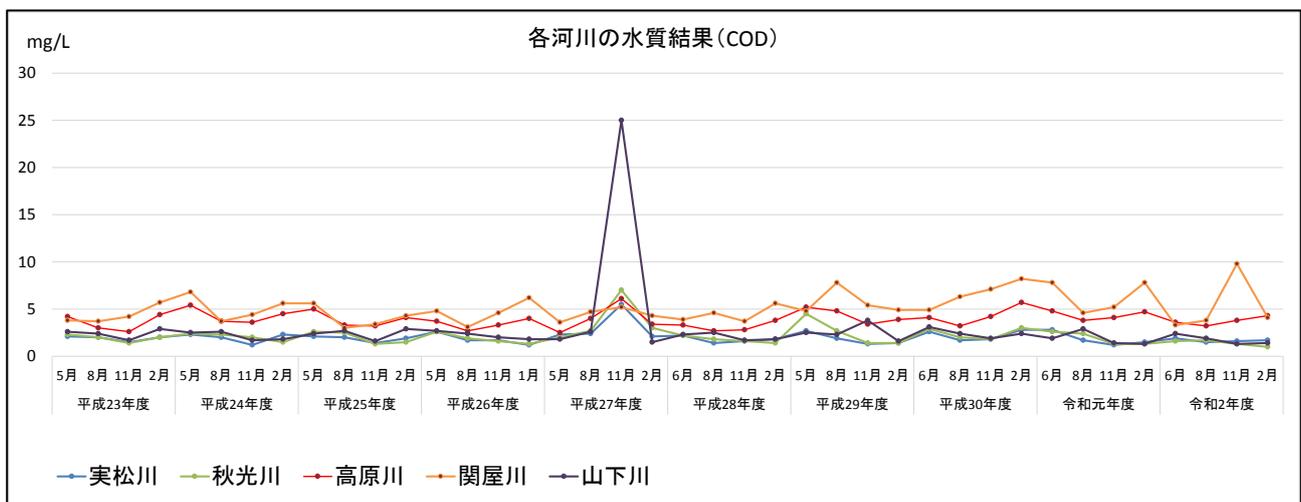
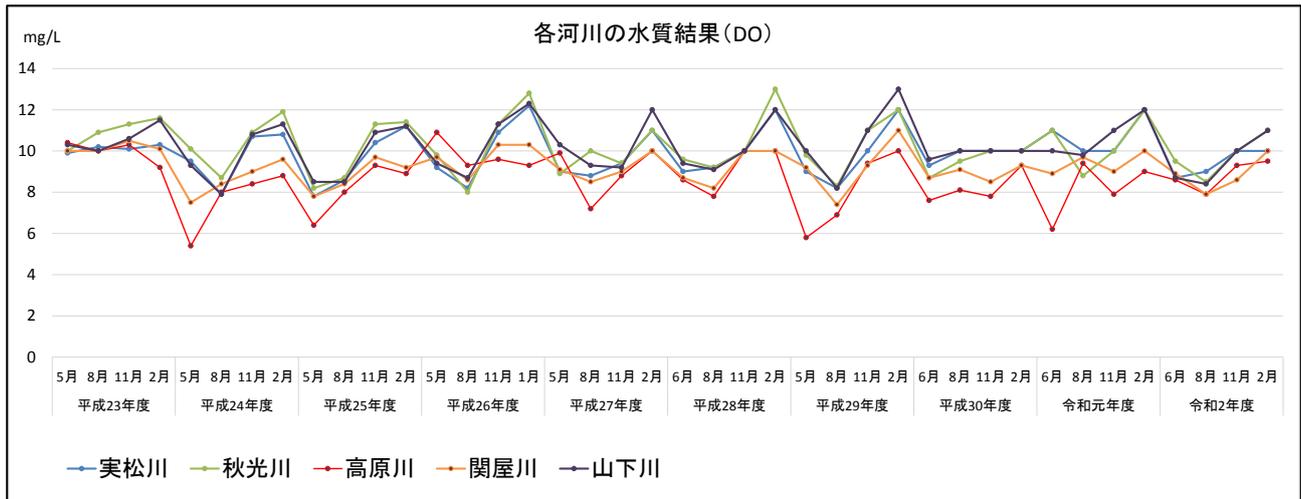


※山下川を山下橋、実松川を実松橋、高原川を関屋橋、秋光川を新高島橋、関屋川を松本橋として示します。

出典) 基山町河川水質検査結果

図 3-7 (1) 各河川の水質検査結果

pHは、全ての河川で環境基準内を推移しており大きな問題はありませんが、BODは、関屋川で断続的に高い傾向がありました。平成27年度のSSの値は、雨の影響で土壌が削れ、成分に反映されたことから各河川で高い値を示しましたが、それ以降では安定して推移しております。



※山下川を山下橋、実松川を実松橋、高原川を関屋橋、秋光川を新高島橋、関屋川を松本橋として示します。

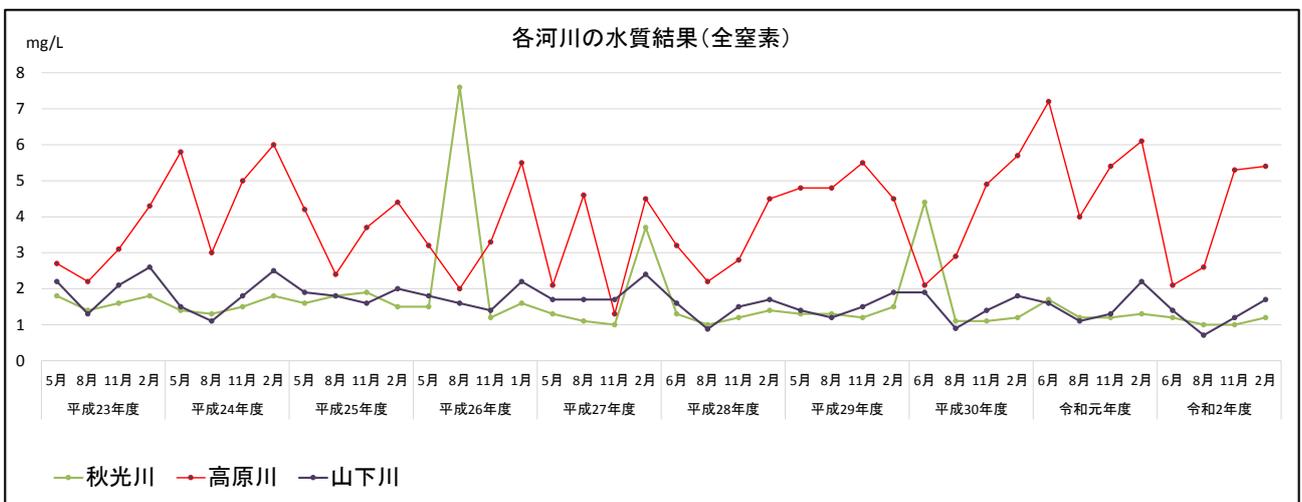
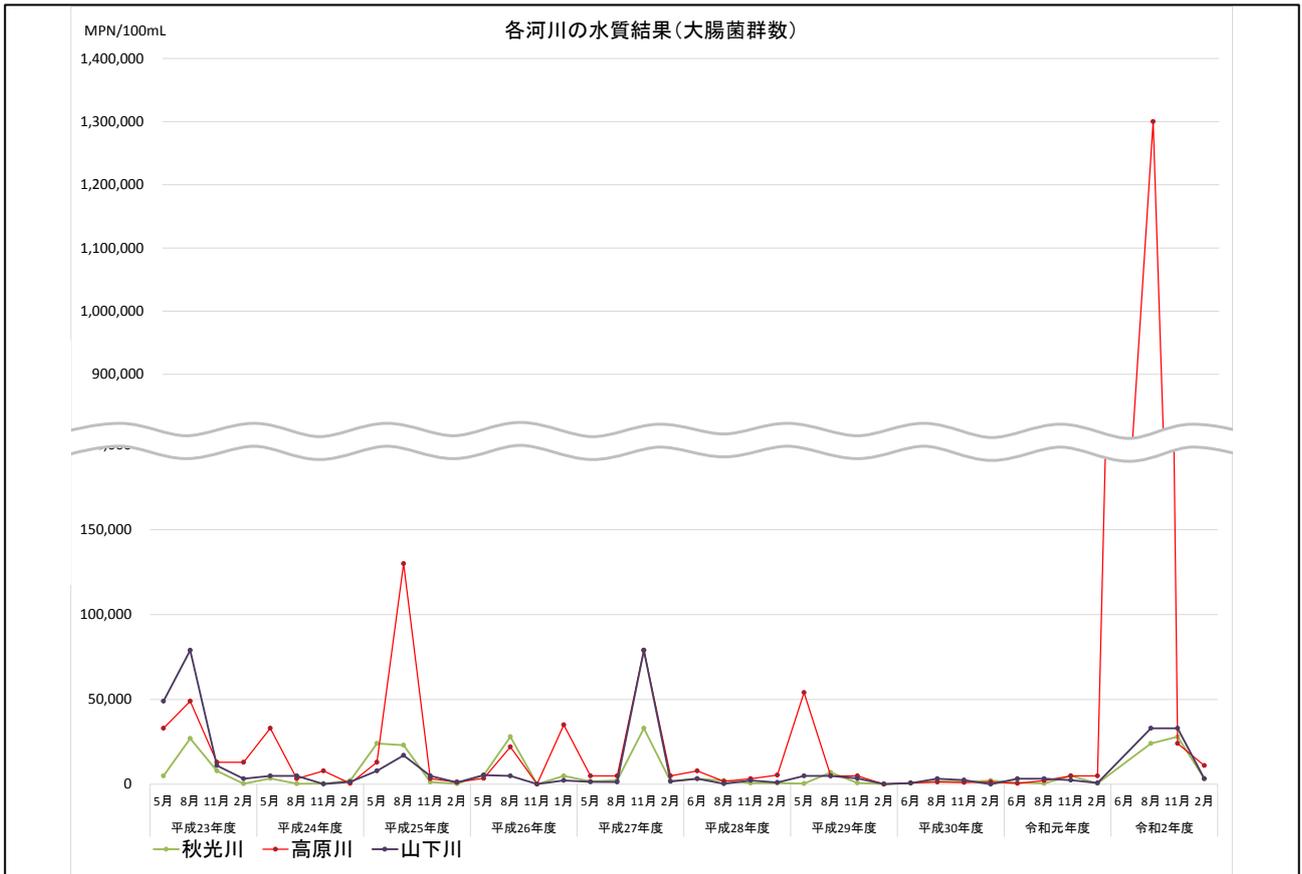
出典) 基山町河川水質検査結果

図 3-7 (2) 各河川の水質検査結果

DO は、全ての河川で環境基準内を推移しており大きな問題はありませんでした。平成 27 年度の COD の値は SS と同様に雨の影響で土壌が削れ、成分に反映されたことから全河川高い値を示しましたが、それ以降は安定して推移しています。

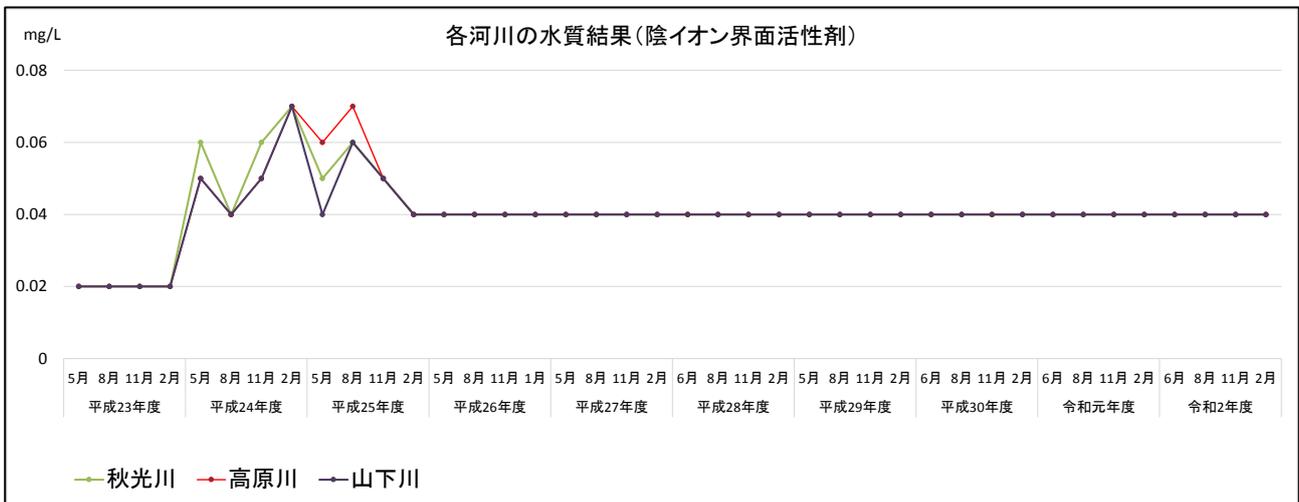
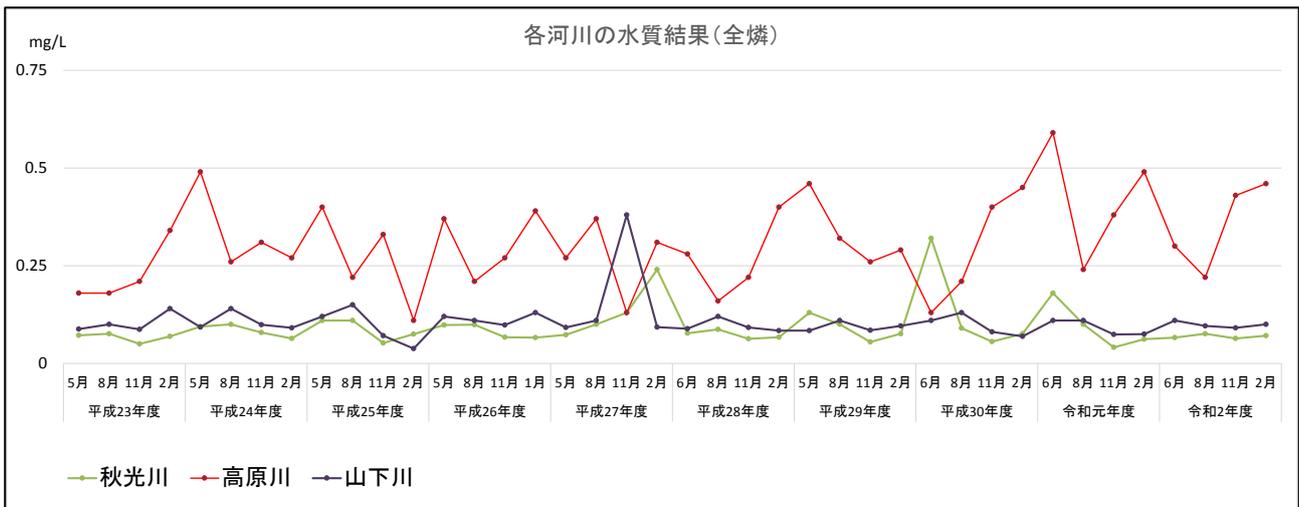
なお、生活環境項目以外に他4項目(大腸菌群数、全窒素、全磷、陰イオン界面活性剤)の検査を3河川(秋光川、高原川、山下川)で測定を年4回行っております。

平成23年度から令和2年度の10年間で見ると、大腸菌群数は、令和2年度の高原川で極めて高い数値を示し、全窒素は、高原川及び秋光川で年変動が大きいことがわかりました。各河川の調査結果を図3-7(3)～(4)に示します。大腸菌群数は環境省が提示した「最確数による定量法」にて検査しています。これは、家畜排せつ物や自然界に存在する土壌等に含まれるすべての大腸菌を検査するものであるため、検査結果が有害であるというものではありません。



※山下川を山下橋、高原川を関屋橋、秋光川を新高島橋として示します。

図 3-7 (3) 各河川の水質検査結果



※山下川を山下橋、高原川を関屋橋、秋光川を新高島橋として示します。

図 3-7 (4)各河川の水質検査結果

全燐は、栄養価指標であり、各河川ともに低い値を推移しています。しかし、高原川で数値にばらつきが見られるため、外的要因による影響が考えられます。陰イオン界面活性剤は、平成26年度以降、安定して推移しています。

(4) 土壤環境

土壤では、土壤の汚染に係る環境基準による29項目の検査を1地点(九州自然歩道)で年1回実施していますが、平成28年度以降、環境基準を超過する項目はありませんでした。位置図を図3-8に、検査結果を表3-2に示します。

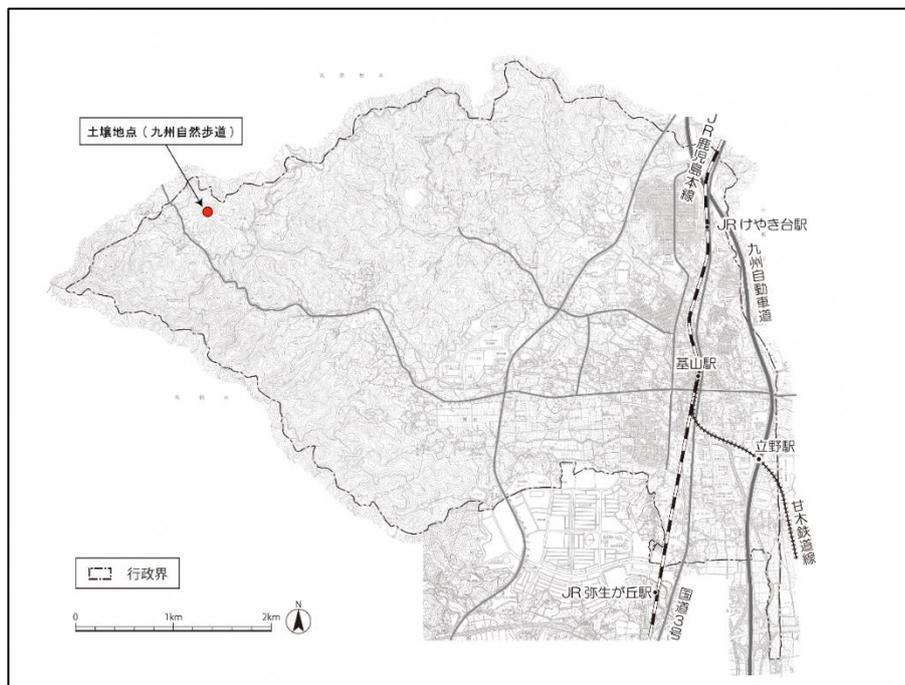


図 3-8 土壤検査位置図

表 3-2 土壤の検査結果

検査項目	単位	検査結果					環境基準
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
カドミウム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
全シアン	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	検出されないこと
有機リン	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	検出されないこと
鉛	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.003	0.005未満	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.005未満	0.02未満	0.05
ヒ素	mg/L	0.001未満	0.001	0.001	0.001未満	0.001	0.01以下
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	検出されないこと
PCB	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	検出されないこと
銅	mg/L	1	0.6	0.5未満	1未満	0.9	125以下
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.01未満	0.002未満	0.02以下
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1未満	0.001未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.003未満	0.001未満	0.03以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
セレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
フッ素	mg/L	0.3	0.2未満	0.2未満	0.08未満	0.2未満	0.8以下
ホウ素	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.1未満	0.06	1以下
クロロエチレン	mg/L	—	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下

※1 検査結果において「未満」と表記された数値は定量下限値を表す。

※2 環境基準において「検出されないこと」とは、その結果が当該検査方法の定量下限値を下回ることを意味する。

出典) 基山町土壤検査結果

■解決策:検査の実施及び改善指導の徹底

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

①生活環境の検査の実施

大気については、定期的な検査を継続して行い、自動車からの大気汚染防止対策、工場等の発生源対策及び大気汚染防止対策及び普及啓発に努めます。

騒音振動については、佐賀県と連携して、定期的な測定を継続して行い、騒音・振動対策に努めます。

水質については、河川の定期的な調査を継続して行い、工場や事業所等の発生源対策、生活排水対策及び水質汚濁防止に関する調査研究・普及啓発に努めます。

土壌・地下水については、定期的な検査を継続して行い土壌汚染の発生防止及び安全な水の確保に努めます。

②改善指導の徹底

基山町公害防止対策協議会設置条例（平成 26 年条例第 24 号）に基づき、町民の健康と快適な生活環境の保全のため、環境基準を超えた項目については、適切に改善指導を行います。

事業者に対しては、環境保全協定書に基づき、公害防止に努め、改善が見込めない場合は、立ち入り調査を行います。

なお、以上の取組の進捗を確認するため、大気環境に関する目標値を設定しました。

表 3-3 目標値の設定

計画指標	目標値(令和 13 年度)
大気	各測定地点の環境基準及び協定基準の範囲内
土壌	
水質	
騒音・振動	



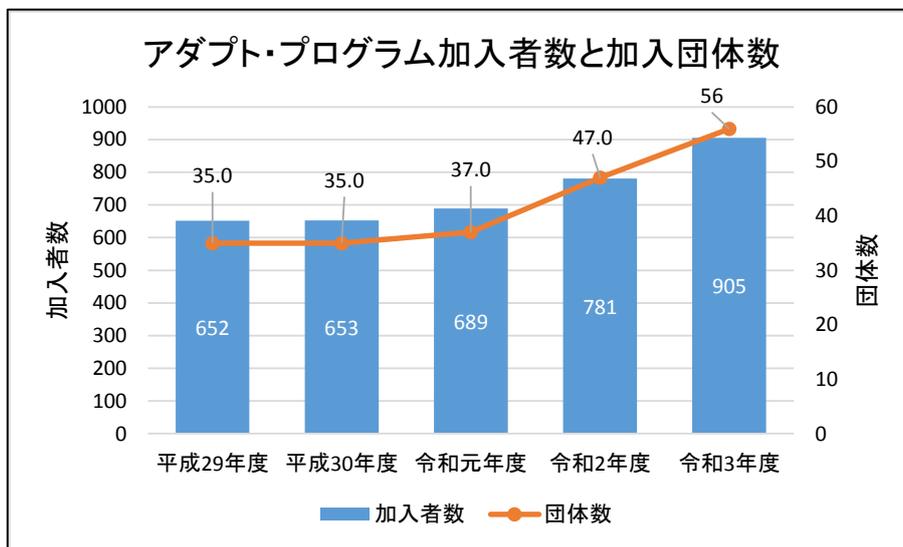
図 3-9 大気汚染測定検査設置箇所(左:古屋敷 右:図書館正面)

2. 環境美化

■現状と課題

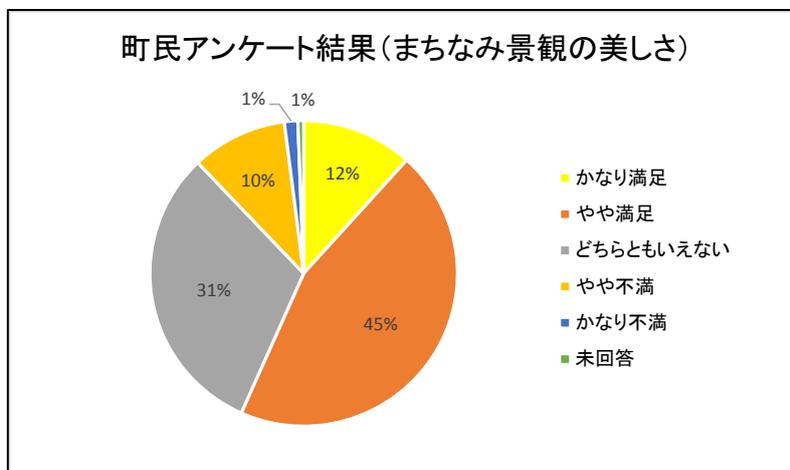
環境美化として、基山町ではアダプト・プログラム(環境美化活動)に取り組んでおり、令和3年度は56団体、905人に加入いただいております。アダプト・プログラムの加入者数及び加入団体数の推移を図3-10に示します。

環境基本計画の策定に伴う「環境意識調査(町民アンケート調査)」によると、まちなみ景観の美しさについては、満足と答えた割合が約6割を占めるものの、約4割の人が不満またはどちらでもないと感じています。小学生アンケート調査では、大人にやめてほしい事に対して、タバコや空き缶等のポイ捨てと答えた人が大部分を占める結果となっています。町民アンケート結果を図3-11に示します。よりよい環境づくりを推進していくために、環境美化活動等の強化が課題となります。



出典)アダプト・プログラム保険加入調査名簿

図 3-10 アダプト・プログラム加入者数及び加入団体数の推移



出典)令和2年度町民アンケート

図 3-11 町民アンケート結果(まちなみ景観の美しさ)

■解決策:協働による環境美化の推進

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

① アダプト・プログラムの推進・拡充

道路や公園、河川等の美化のために、町民が道路等の里親となり、ボランティアで清掃活動を行います。また、アダプト・プログラムの活動内容について範囲を拡充する等の見直しを行い、町民参加によるボランティア体制を構築します。

②一斉美化活動の実施

6月に実施している県内一斉美化活動や11月に実施しているクリーンアップKIYAMAを引き続き実施します。

② 景観の保全

良好な景観の維持向上や安全性の確保に配慮し佐賀県屋外広告物条例(昭和39年佐賀県条例第43号)を順守し、安全な町づくり推進協議会と連携し、啓発するなど景観の保全に努めます。

④環境美化推進員による環境美化の推進

町民の快適な生活環境の創造と美しいまちづくりのために、環境美化推進員と連携し、地域の環境美化に努めます。

⑤協働事業による環境美化活動

民間企業等と協働し、町内の清掃活動を行います。

⑥美しい景観を活かしたまちづくりの推進

秋光川沿線のさくら遊歩道では、桜やあじさい、ダリア、また、町内の公園等においてコスモスやパンジー等の景観植物が植えられており、地域住民によって維持管理されています。これらの活動を今後も支援し、推進します。

⑦環境(美化)教育の推進

町内の各学校において、日々の清掃活動やPTA活動での美化作業や除草作業などの環境美化活動を実施し環境教育の推進に努めます。更に、環境に関する出前講座を実施し、環境教育を推進するとともに、基山町立図書館を活用した幅広い学習を推進します。

なお、以上の取組の進捗を確認するため、環境美化に関する目標値を設定しました。

表 3-4 目標値の設定

計画指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
アダプト・プログラム加入総団体数(団体)	56	70
アダプト・プログラム加入者総数(人)	905	1,000
一斉美化活動の開催回数(回)	2	2

出典)アダプト・プログラム保険加入調査名簿

クリーンアップKIYAMAで町がきれいになりました

11月17日(日)、町内全域で「クリーンアップKIYAMA」が実施されました。道路や公園に散乱しているごみの収集や、植栽内の草取り等を行っていただき、町がきれいになりました。また、町内団体及び企業からの参加もありました。ご協力ありがとうございました。

<p>▽回収されたごみの量</p> <p>燃えるごみ 約 2,605kg (521 袋)</p> <p>缶類 約 110kg (22 袋)</p> <p>ビン類 約 50kg (10 袋)</p> <p>不燃物類 約 110kg (22 袋)</p> <p>枝・草類 約 2,080kg (416 袋)</p>	<p>【基山町の協力団体及び企業】</p> <p>・コカ・コーラボトラーズジャパン(株)基山工場</p> <p>・アマゾンジャパン合同会社</p> <p>・基山町安全な町づくり推進協議会OB会</p> <p>※順不同</p>	
---	--	--

問 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

出典)広報きやま 2019年12月15日

図 3-12 町内全域美化活動の広報

3. 生活排水

■現状と課題

本町の下水道は、近年の住宅地開発による人口増加及び企業による工場排水の増加が著しく、秋光川をはじめとする河川等の水質が悪化しています。このような生活環境の改善を主たる目的として平成7年度に「基山町公共下水道全体計画」を策定しています。

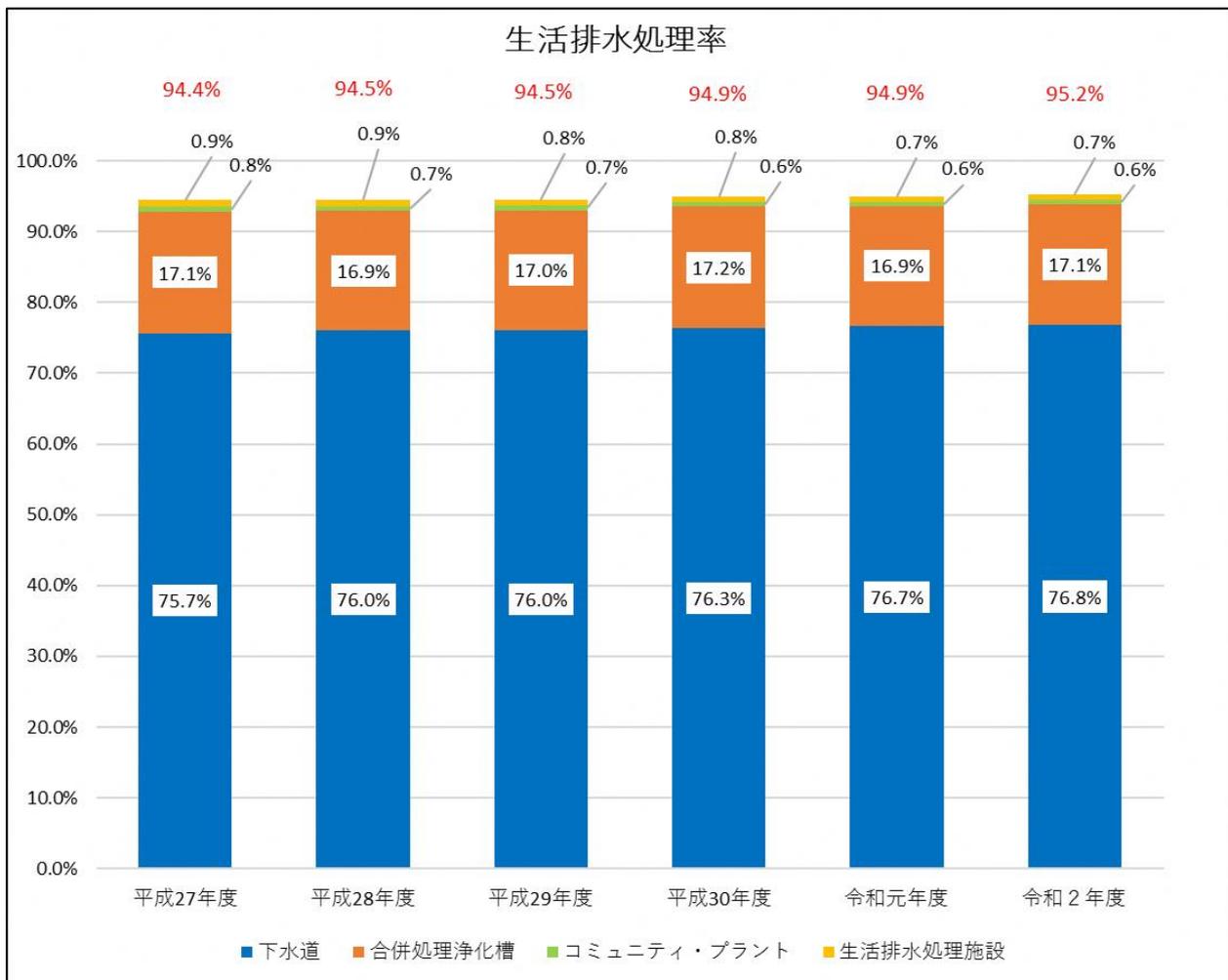
令和2年度時点での下水道普及率は76.8%、生活排水処理率は94.5%となっており、佐賀県の62.7%及び85.5%と比べて高く推移しています。生活排水処理率を図3-14に示します。本町は、平成12年度に福岡県の宝満川上流流域下水道事業として着手しました。当時、県境を越えた流域下水道事業は非常に珍しい事例であり、先進的に広域化・共同化を進めてきました。令和元年度に本町の公共下水道を宝満川上流流域下水道の関連公共下水道とする場合と、宝満川流域下水道の関連公共下水道へ移行する場合の経済性を比較検討し、宝満川流域下水道へ流域変更を行いました。そのためには、令和7年度末までに汚水ポンプ場を建設し、処理場までの圧送管を埋設する必要があります。

し尿・汚泥については、町が許可した業者によりバキューム式収集運搬車による個別収集を行い、福岡県小郡市に共同設置している、し尿・汚泥中継基地まで運搬します。その後三神地区汚泥再生処理センターへと大型車で運送し、再生処理及び処理後の排水を行っています。しかし、一部の地域においては単独処理浄化槽で処理を行っているため、水質汚濁に影響を及ぼす可能性があります。そのため、住民の個人負担を軽減することを目的とした家庭用合併浄化槽の維持管理に対する補助金制度を実施し、単独浄化槽及び汲取り世帯からの転換を図っていく必要があります。

処理施設の受け入れについては現在のところ、十分に機能しており、今後、浄化槽市町村整備推進事業等を各市町が取り組んだ場合、それに伴う浄化槽汚泥の量がどこまで増えるかが課題となります。



図 3-13 基山汚水ポンプ場（仮称）完成予定図



出典)生活排水処理基本計画

図 3-14 生活排水処理率の推移

※生活排水処理率とは、各処理別人口を基山町の総人口で割り返した率を示す。(単独浄化槽及び汲取り世帯の人口を除く。)

<凡例の説明>

生活排水処理施設：園部団地

コミュニティ・プラント：割田団地

合併処理浄化槽：個別の合併浄化槽

下水道：基山町公共下水道

■解決策：補助制度の導入及び水循環の確保

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

①下水道の整備

生活環境と公衆衛生の向上を図るため、公共下水道事業を行い普及率の向上を図ります。また、令和7年度末までに汚水ポンプ場を建設し、圧送管によって宝満川流域下水道に接続します。更に、順次、整備区域を拡大し令和17年度の下水道整備事業完了を目指します。

②浄化槽の設置費用及び家庭用合併浄化槽の維持管理費の補助

浄化槽対象地域内において浄化槽を設置する際に、設置費用の一部を補助します。また、整備対象地域の見直しを行います。更に、浄化槽整備区域及び公共下水道の未整備区域にある家庭用合併浄化槽(10人槽以下)の維持管理者に対して、維持管理費の補助を行い、単独浄化槽及び汲取り世帯の低減を図ります。

なお、以上の取組の進捗を確認するため、生活排水に関する目標値を設定しました。

表 3-5 目標値の設定

計画指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
公共下水道の使用人口(人)	13,380	14,163
公共下水道の普及率(%)	77	83
生活排水処理率(%)	95	98

※生活排水処理計画では、令和11年度までの計画だったため、本計画において令和13年度の推計値を算出した。

4. 歴史・文化

■現状と課題

町には、歴史を物語る様々な文化遺産があります。文化遺産とは、町民が未来へと伝えていきたいモノのことで、その中に専門家によりその価値が認められ、保護（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）や文化財保護条例等に基づいて）すべきと認めた文化財が含まれています。

町の文化財には、日本古代の歴史を語る上で欠くことのできない国指定の特別史跡基肄城跡をはじめ、町内の多くの遺跡、そしてそこから出土した多数の遺物があります。また、国や県指定重要文化財の大興善寺の仏像や、基山町重要無形民俗文化財に指定された荒穂神社の御神幸祭や宝満神社の園部くんちなどもあります。

その他の文化遺産は、町内にある数多くの寺社仏閣建築や路上の祠や長崎街道やその名残をとどめる建物、田園や山林等の基山らしさを現す里山集落の景観、区や集落単位で行う祭礼や行事、風習、売薬習俗等があります。

町では、国の指定を受けている特別史跡基肄城跡については引き続き文化財保護法に基づき保存活用を行い、また、国や県の指定を受けていない歴史的な建造物については、基山町文化財保護条例（昭和 63 年条例第 5 号）に基づく指定や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）」に基づく歴史的風致形成建造物の指定等による保存活用の推進を図っています。

佐賀県では、「佐賀県美しい景観づくり基本計画（平成 19 年 3 月策定）」をはじめ、景観に関する方針や条例の制定を行い、佐賀県らしい歴史的建造物や美しい景観を呈する地区に対する支援を行っています。また、平成 17 年度より、地域のシンボルとなっている歴史的に貴重な建造物や景観が美しい地区を、22 世紀に残す佐賀県遺産として、本町では大興善寺と荒穂神社の 2 件の認定を受けており、今後も認定箇所を増やすなどして景観資源をより多く次世代へ引き継ぐ必要があります。

そのため、基肄城跡をはじめ、多くの歴史的文化遺産の保護や少子高齢化に伴う民俗芸能の継承が課題となっています。

文化遺産とは、町民が未来へと伝えていきたいモノのことを言います。文化財とは、異なり、町民個々の思いを尊重し町民主体の発見や見守りを通して、将来に受け継がれるように配慮するモノです。

文化財とは、専門家よりその価値が認められ、文化財保護法や文化財保護条例などに基づき保護すべきと認められた文化遺産のことです。国指定や町指定、登録・選定文化財が該当します。



図 3-15 歴史的風致(左:タマタマ石と天智天皇欽仰之碑 右:御神幸祭大祭での鉦風流演舞)

意外と知らない!> “きやまの文化財” 紹介します!
第1回 特別史跡 基肄(椽) 城跡

基山(きざん)山頂にある、特別史跡碑をご存知でしょうか?この碑には、「特別史跡基肄(椽)城跡」と記されています(写真1)。なぜ、わざわざ「(椽)」の文字が付けられているのでしょうか。

これは、日本書紀において、基肄城のことが「椽城」と記されているためです。その後、時代が進むにつれて、「椽」という文字が「基肄」という文字に変わっていったようです。このような経緯もふまえ、特別史跡の名称として「基肄(椽)城」と表現されています。全国の史跡名を見渡しても、()で併記がされているものは珍しく、基肄城跡をあらわす特徴の一つといえるかもしれません。

さて、基肄城跡は、大宰府の南の守りとして、天智4(665年)に築造されました。城内には、約3.9kmの土塁と石塁からなる城壁や推定を含む4つの門跡、現在までに約40棟発見されている礎石建物跡等が残っています。

このような良好な状態が残存していることから、昭和12年に国の史跡、昭和29年に特別史跡に指定されました。

史跡指定へとつながった背景には、地元の方々の大いなる尽力がありました。基肄城跡を良好に守って

ただいだけではなく、多くの方々に広く知ってもらうための活動もされています。

基肄城跡を周知する活動を今に伝えるものの一部が基山山頂部に残っています。天智天皇欽仰之碑や通天洞、展望所跡です(写真2)。これらの建造物は、地元の久保山善映氏(専念寺住職)や、肥前史談会が中心となり、基肄城跡を広く知ってもらうことを目的に、寄付を募り、昭和8年に建造されたものです。現在、展望所は老朽化のために解体され、今は方位盤が残るのみです。天智天皇欽仰之碑と通天洞は、遠くからでも、基山山頂を望めば見ることが出来ますので、ぜひ、一度ご覧いただければと思います。

このように、基肄城跡は、古代や中世だけではなく、近代に生きた人々の思いも今に伝える遺跡です。



【写真1】



【写真2】

出典)広報きやま 2021年3月15日

図 3-16 基山町の歴史・文化の紹介

■解決策:歴史的文化遺産の保護

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

①歴史的文化遺産の保存と活用

歴史的文化遺産の調査・整理・保存を行い、町内外にその周知（展示、座学、現地説明・散策、創作劇など）を図るとともに、「特別史跡基肄城跡保存整備基本計画（平成30年3月策定）」や「基山町歴史的風致維持向上計画（平成31年1月策定）」に基づき、歴史的な建造物、景観、サイン等の整備に関する事業を推進します。

②特別史跡等の文化財の保存と整備

国指定の特別史跡基肄城跡について文化財としての価値を損なわないよう保存・保全に努め、基山町等が主体となって保存整備事業を積極的に推進します。まず、特別史跡基肄城跡の全容を知っていただくために、基肄城跡散策路の整備を充実させ、「基肄城跡周遊サイン」やVR等を活用した散策アプリ等を使った文化財の保存と活用を図ります。更に、町内外のボランティアによる散策路や礎石建物群、土塁・石塁等に繁茂する木々の伐採及び下草刈り等による景観保持に努めます。その他の遺跡も、保存整備を行うとともに、出土品の整理・管理・展示を行い、町民に周知を図ります。また、大興善寺に国指定の重要文化財である仏像がありますが、今後、大興善寺等が所有するそのほかの貴重な仏像についても調査を進め、町指定等の保護措置を取り、町民への公開を図ります。令和3年6月に基山町重要無形文化財に指定された「荒穂神社の御神幸祭」や「宝満神社の園部くんち」については、基山町民俗芸能保存会の協力を得て、次世代に伝統芸能を継承する取組を始めています。今後一層その保存に努め、次世代を担う子供をはじめとする町民へ伝統芸能の素晴らしさを享受できるよう支援していきます。

③歴史的町並み等の保存と施設整備

基山町の特色ある歴史的景観を形成している大興善寺の茅葺建物や基肄城跡南にある住吉神社については、年月の経過により傷みや毀損していますが、現在、その修復に取り組んでおり、今後も基山町の特色ある歴史的景観の保全と活用に努めます。そのためには、これら歴史的景観を構成する要素を見極め、調査や記録を行うことが必要と考え、長崎街道沿いにある「基山商店の主屋・精米所・酒造蔵」についての建造物調査を実施し、その価値や保存活用についても検討を始めています。このように長崎街道など歴史的風致を形成する道や町並み、建造物等の調査を行い、価値が明らかになったものについては、歴史的遺産等に認定します。また町並みの修景を行い保存に努めます。

④収集資料整理とそれらの公開展示等の充実

現在、町内遺跡の発掘調査で発見された出土品や調査記録（写真・図面等）については、整理・調査研究が必要なものもありますので、今後は収集資料（出土遺物、古文書、民具、聞き取り調査等）を積極的に整理し、地域の自然や歴史、文化的な特徴等について理解が深まるよう、調査研究を行い、それらの成果を基に展示等の充実を図り、町民へ郷土の誇りを醸成する仕組みづくりに取り組めます。

⑤基山らしい景観の保全と創造

基山らしい歴史や豊かな自然を活かした美しい景観の保全と創出に努めるとともに、良好な景観づくりについて町民へ理解や協力を求めています。

⑥公共事業における景観配慮

公共事業の設計や施工に当たっては、まちなみや風景など周囲の景観や地域住民の生活への配慮に努めます。

⑦美しい景観づくりの推進

基山町の美しい景観を町民、CSO 及び事業者と行政が連携しながら、景観の「保全・育成」、「再生」、「創造」及び「活用」に取り組んでいきます。

⑧歴史的建造物や美しい景観を呈する地区の保存・活用の推進

地域のシンボルとなっている歴史的建造物や美しい景観を呈する地区を 22 世紀に残す佐賀県遺産として追加認定を目指し、保存・活用する取組を推進します。

⑨歴史分野の人材育成・継承

史跡等の講座や史跡案内ガイド養成等の講座を行い、町民の歴史への意識向上を推進します。

⑩創作劇の継承

郷土の誇りを醸成するために、創作劇を通じた特別史跡基肆城跡などの歴史・文化の継承を行っています。この創作劇は、平成24年度から最初の4年間は「基山町立小中学校合同創作劇」として、基肆城跡を舞台とした劇を公演しました。平成28年度からは、「きやま創作劇」と名を変え、キャストに新たに大人が加わり、基山町の様々な文化遺産を題材とした創作劇を実施しています。

創作劇の脚本は、基山町史編さんや基山町内の歴史遺産調査の成果が盛り込まれており、今後も新たな文化遺産の掘り起こしを進めながら、郷土の誇りを醸成する「きやま創作劇」を通してふるさと基山を愛し、文化遺産等を大切に子どもたちを育成します。

⑪環境(歴史・文化)教育の推進

歴史文化について学ぶ一般講座や総合的な学習の時間での「きやま学」や出前講座など学校と連携して行う様々な歴史・文化教育を推進するとともに、基山町立図書館を活用した幅広い学習を推進します。

なお、以上の取組の進捗を確認するため、歴史・文化に関する目標値を設定しました。

表 3-6 目標値の設定

計画指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
文化財の保護や理解に関する講座の年間開催数(回)	3	6
伝統的な建物等の修理、修景事業の実施件数(件)	0	3
町史ダイジェスト版「ふるさと基山の歴史」の授業での活用率(%)	100	100
ボランティア団体による基肆城跡案内件数(件)	9	12
人と自然のふれあいの場利用者数(木製そり貸し出し件数)(件)	1,243	1,800
町民協働による基肆城跡の保全活動回数(回)	5	10
文化財指定件数(町指定・県指定・国指定)(件)	9	14

5. 空家

■現状と課題

現在、少子高齢化や核家族化の影響で空家は年々増加しており、町では、基山町空家等実態調査(令和2年度)によると178戸の空家が確認されています。空家等実態調査結果を表3-7に示します。

適切に維持管理されている空家は問題ありませんが、さまざまな理由から長期間放置されている空家は、老朽化による倒壊、樹木・雑草の繁茂、不法侵入及び動物の住処等の問題が発生し、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。このことは、基山町においても例外ではなく、福岡市近郊という地理的優位性を持ちながらも居住可能な空家が増加しており、定住・人口増対策としてこれらの空家を有効活用することが重要な課題となっています。

表 3-7 基山町空家等実態調査結果

項目	令和2年度	令和3年度
空家数	178戸	186戸

■解決策:空家の適正管理

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

①空家の情報発信

生活環境の悪化を防ぐことを目的の1つとして、空家の所有者と利用希望者とのマッチングする制度である「基山町空家等情報登録制度(すまいるナビ)」を運用し、町内にある空家を「売りたい」「貸したい」と考えている所有者に物件の情報を登録していただき、空家を「買いたい」「借りたい」と考える利用希望者に対し、その情報を発信します。

②空家の適正管理

町は、「個人の財産である空家等の管理は、所有者等が自ら行うことが原則であること」の理解を改めて促し、空家等が管理不全状態になることを未然に防ぐための対策を進めます。

同時に、空家等への総合的な対策を協議し、有害な動物(野良猫、カラス、ねずみ等)の住処になる恐れのある危険な空家への適切な対応を行うとともに、利活用できる空家については、空家の所有者と利用希望者とのマッチングを行い定住促進につなげます。

③特定空家等に対する措置

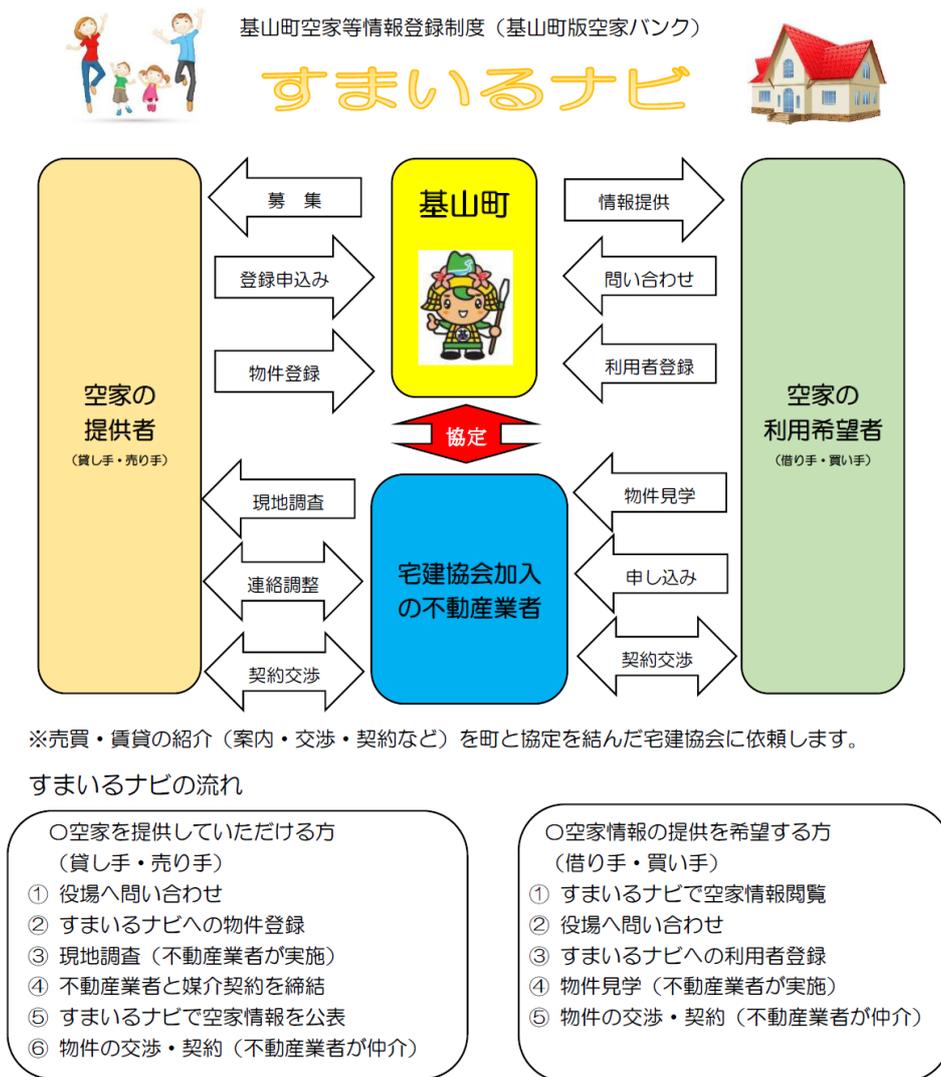
著しく保安上危険となる恐れや衛生上有害となる恐れのある状態の空家について、地域住民の生命・身体・財産の保護及び生活環境の保全等のため特定空家等に指定し、基山町空家等対策協議会と連携し、必要な措置を講じることによって、町内の防災・防犯・安全・環境及び景観保全等の維持に努めます。

なお、以上の取組の進捗を確認するため、空家に関する目標値を設定しました。

表 3-8 目標値の設定

計画指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
空家の利活用率 (%)	24	30

出典) 令和3年度基山町空家等実態調査結果



○すまいるナビのポイント

・物件調査、案内、契約交渉は町と協定を結んだ佐賀県宅建協会会員の不動産業者と行うため安心です。（契約時に仲介手数料の支払いが必要です）

お問い合わせ先：基山町役場 定住促進課 0942-92-7920

出典) 定住促進課資料

図 3-17 すまいるナビの啓発

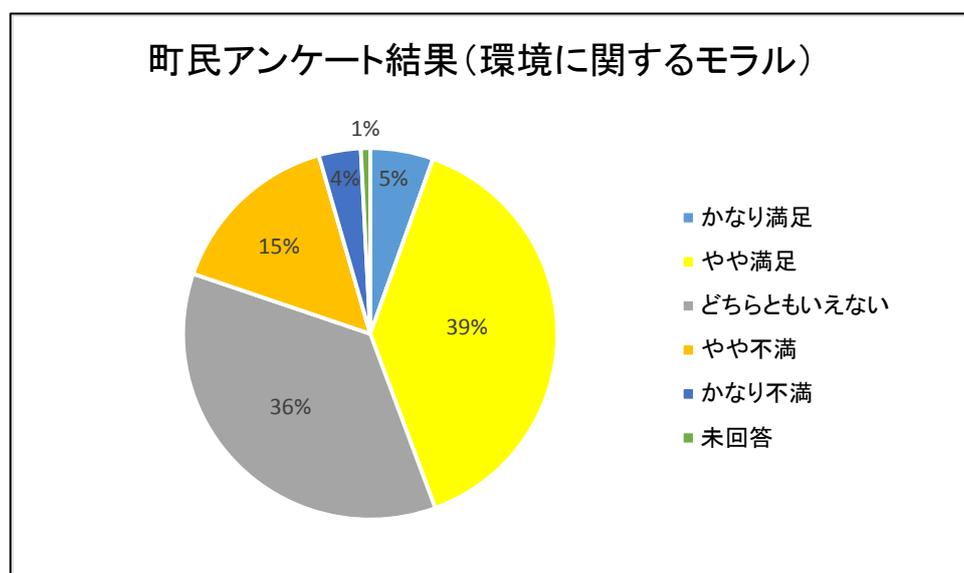
6. 家庭生活に関するモラル

■現状と課題

令和2年度に行った町民アンケート調査によると、環境に関するモラルについては、満足と答えた割合が約4割を占めるものの、約6割の人が不満またはどちらでもないと感じています。アンケート結果を図3-18に示します。

町では、飼い犬のふん等の飼育マナーや無責任な野良猫への餌やり、タバコの吸い殻等のポイ捨て、野焼き、生活騒音等に対し、広報や看板の設置、講習会の開催等の啓発を行っています。

近年では、無責任な野良猫への餌やりによる野良猫が増え、ふん尿や鳴き声等の地域問題になっていることから、地域と連携した情報共有や地域猫活動等の取組が課題となっています。



出典) 令和2年度町民アンケート

図 3-18 アンケート結果(環境に関するモラル)

猫のふん尿等でお困りの方へ 家庭でできる猫除け対策を紹介します

問 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

「猫が庭に入ってふん尿をして困っている」といった連絡が寄せられています。

猫は自分にとって快適で安全な場所を好みます。猫にとって快適で安全な場所とは、「人の出入りが少なく、番犬のいない静かな場所」、「気持ちよく排便ができる、やわらかい土や砂、芝生等がある場所」、「餌を探し歩かなくても簡単にもらえる場所」です。

猫がお宅に入ってこないようにするためには、上記のような条件に当てはまらない環境を作る必要がありますが、環境を変える他にも家庭でできる猫除け対策がありますので、その一部を紹介させていただきます。猫除け対策は、猫との根比べです。ぜひ様々な方法を試してください。

猫除け対策

忌避剤：猫が嫌う臭いや成分によって、猫が近づきにくくする方法です。



対策	使用方法・参考事項等
市販の忌避剤（きびざい）	ペットショップ、ホームセンター等で販売。効き目は猫による個体差が大きい場合がある。
香りの強いハーブ類を植える	猫の嫌がる臭いのするハーブ等を植えた鉢植えを置く。（※ゼラニウム、ユーカリ、ローズマリー、レモングラス等）
食用酢	容器に入れるか、スポンジや布に浸み込ませて通路に置く。2倍から10倍に水で薄めたものを毎日噴霧する。
木酢液（もくさくえき）	ホームセンター等で販売。使用法は食用酢と同様。
お米のとぎ汁	とぎ始めの濃いとぎ汁を毎日撒く。
生ニンニク・唐辛子	細かくぎざんだものを撒くか、ネットに入れて吊るす。
コーヒー粕、茶殻	コーヒーやお茶を淹れた後の粕を散布する。（※乾燥したら新しいものに交換）
みかん等の皮	柑橘類の皮を撒く。柑橘系の香りのする薬品でも代用可能。（※乾燥したら新しいものに交換）
コショウ、カレー粉等の香辛料	そのまま猫の通り道やふん尿があった場所に散布する。

出典) 広報きやま 2021年7月1日

図 3-19 猫よけ対策の啓発

犬の糞を放置しないで！

基山町犬取締条例第4条及び
第6条により「糞を適切に処理
しない場合は、5万円以下の罰
金が科されます。」

糞の放置禁止

基山町

図 3-20 モラル啓発看板

■ 解決策:モラル啓発の向上

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

①モラル啓発の向上

犬のしつけとマナー教室や猫の適正飼育について広報等で周知を行い、モラル向上を図ります。

お知らせ **犬のしつけとマナー教室を開催します**

申問 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

犬のしつけとは、犬が人間社会で生活するために必要最低限のルールを教えることですが、飼い主のマナーやしつけが原因となっている苦情が年々増えています。犬が好きな人、嫌いな人がお互いに快適な生活ができるよう、犬のしつけとマナーについて考えてみませんか。受講は無料です。

▽日時 10月24日(日) 午前9時30分～11時30分

▽講師 ドッグトレーナー 吉田 博幸氏 ▽場所 基山町保健センター西側 ※雨天決行

▽対象 町に登録し狂犬病予防接種が済んでいる飼い犬及びその飼い主

▽内容 ①講話(犬を飼うための心得、しつけ方) ②実技(犬への接し方、散歩の仕方など)
※②は飼い犬との参加です。ドッグフード等のおやつをご持参ください。(先着10組)
※新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用でご参加をお願いします。

▽締切日 10月20日(水) ▽申込み先 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941



出典) 広報きやま 2021年10月1日

図 3-21 (1) 犬のしつけの啓発

お知らせ **犬を散歩させる時は フン・尿の後始末を!**

問 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

▽飼い主のマナーについて

道路や公園などで犬と散歩をしている途中、犬がフンをしてそのままにしている方がいます。又、住民の家の玄関先や車庫に犬がおしっこをかけることは周辺住民の方だけではなく、誰もが不快に思う大変迷惑な行為です。基本的には散歩の前にトイレを済ませておき、万一、屋外でしてしまった場合は、最低限のマナーを守るようにしましょう。犬を散歩させる時は、ビニール袋やスコップなどを携帯し、フンは必ず飼い主が持ち帰り、おしっこは携帯している水(マナー水)などをかけて洗い流す様をお願いします。悪質な場合には町の指導により、5万円以下の罰金を科せられることがあります。



出典) 広報きやま 2021年5月15日

図 3 21 (2) 犬のしつけの啓発

③ 地域猫活動の推進

地域猫活動について町民の理解を深めるための情報提供を行うとともに、町内にモデル地区をつくるなどの地域猫活動を推進します。

③ポイ捨てのマナー啓発

タバコや空き缶等のポイ捨てが行われていると町民から相談や環境美化推進員から報告を受けた場合は、看板の設置や広報等により啓発を行います。

④生活騒音及び悪臭への対応

住民から生活騒音等の相談があった際は、騒音(臭気)測定を実施するなど、原因を調査し対策を講じます。

⑤環境教育の推進

環境モラルについて学ぶ一般講座や学校と連携して行うこどもエコクラブの実施など、様々な環境教育を推進するとともに、基山町立図書館を活用した幅広い学習を推進します。

なお、以上の取組の進捗を確認するため、家庭生活に関するモラルに対する目標値を設定しました。

表 3-9 目標値の設定

計画指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
広報等によるモラルの啓発回数(回)	3	4
家庭生活に関するモラルの教育の回数(回)	—	1

第2節 廃棄物の減量と適正処理を推進する(循環型社会)

1. ごみ減量

■現状と課題

本町のごみ排出量は、近年緩やかな増加傾向にあります。1人1日当たりのごみ総排出量は、家庭系ごみと事業系ごみの合計であり、平成25年度～令和元年度でみると、県は877～900g/人・日で、町は948～990g/人・日の範囲で推移しており、町の1人1日当たりのごみ排出量は、県の排出より多くなっています。家庭系ごみは、減少傾向にあるものの、事業系ごみは、平成30年度から事業系の可燃ごみ収集袋を導入したことにより、平成30年度以降徐々に増加し県と同程度に近づいてきています。

ごみ処理については、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合（以下、組合という。）による熔融処理後の資源化を100%行っており、今後も継続して適正にリサイクル処理を行ってまいります。

リサイクル率に関しては、平成25年度～令和元年度でみると、佐賀県で16.8%～18.7%、基山町で21.1%～25.8%の範囲で推移しています。しかし、本町の一般廃棄物処理基本計画の資源化目標の1つである、資源化量の割合をみると、平成30年度は目標値27.5%に対して24.8%となり、目標を達成することができませんでした。搬入ごみの割合では、令和2年度のクリーンヒル宝満の実績によると、可燃ごみが84%、次いで粗大ごみが10%、不燃ごみが3%、缶が2%、ビンが1%でした。可燃ごみの組成については、約半数がリサイクル可能な紙・布類であり、厨芥類（生ごみ）についても約11%でした。このことから、ごみ分別、資源物収集ルールの徹底化及び食品ロスの削減などの取組を行い、ごみの減量化とともに資源化量を増加させる必要があります。

※熔融処理後の資源とは、可燃物を熔融処理することによって発生するスラグ、メタル、及び飛灰のことです。主に、道路舗装などの建設資材として再利用されます。

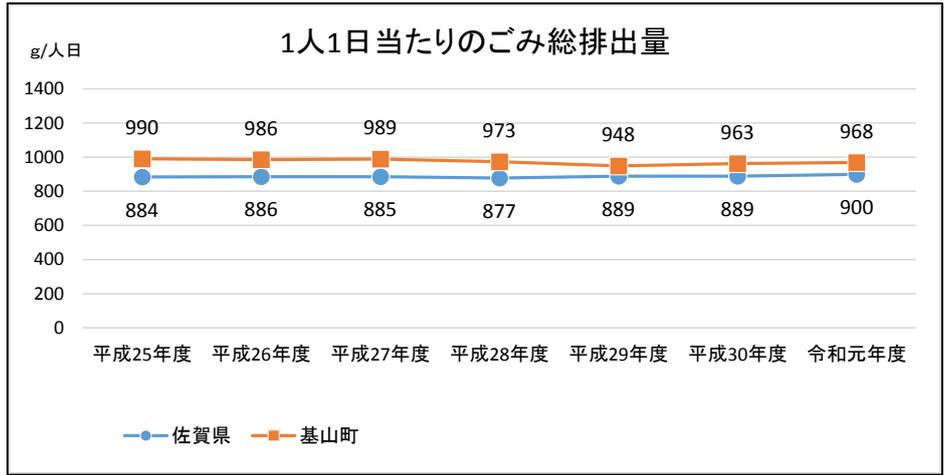
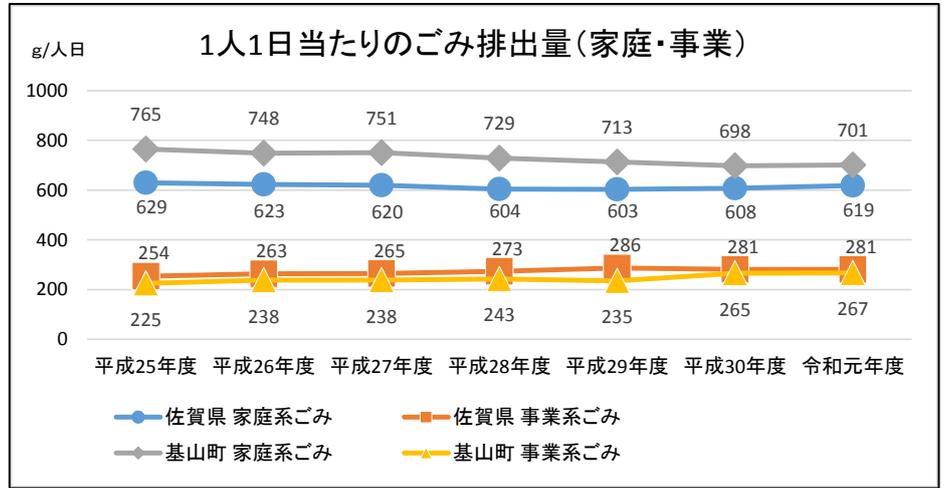


図 3-22 1人1日当たりのごみ総排出量の推移



※佐賀県は、環境省 廃棄物処理技術情報 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果より算出。

図 3-23 1人1日当たりのごみ排出量(家庭・事業)の推移

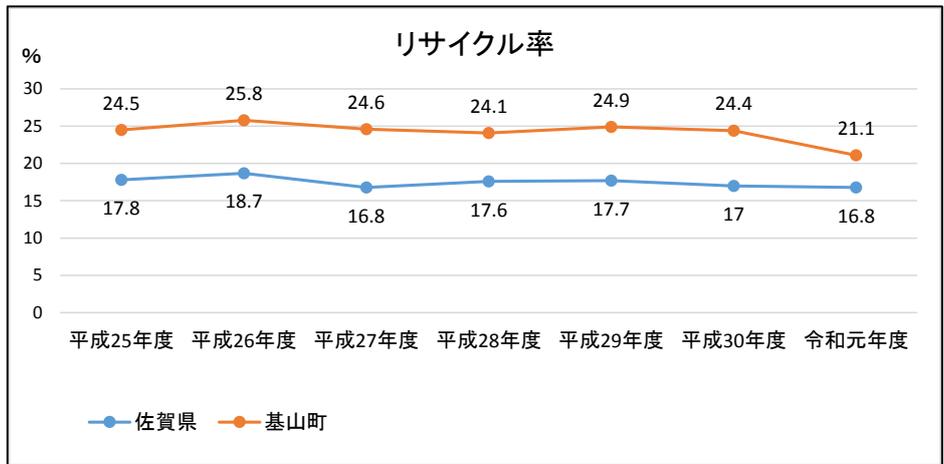
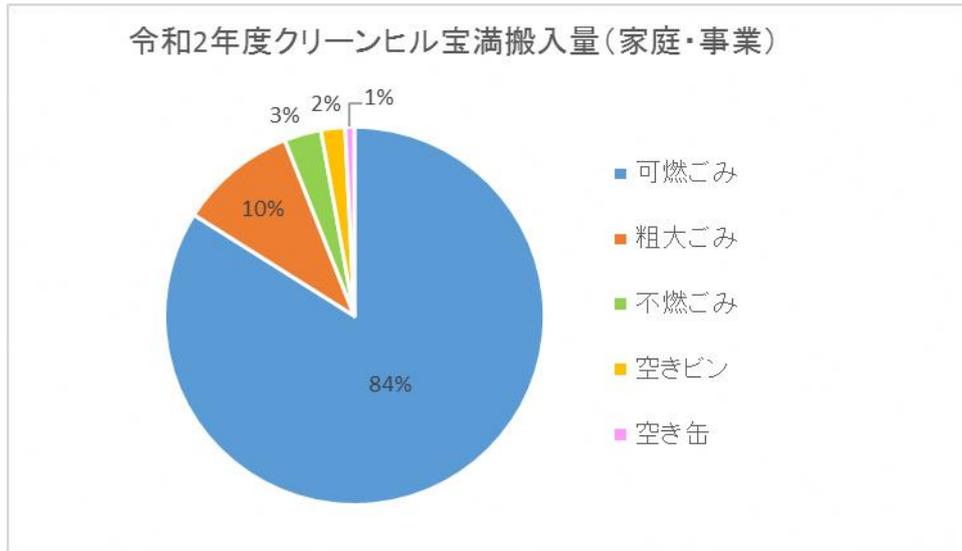
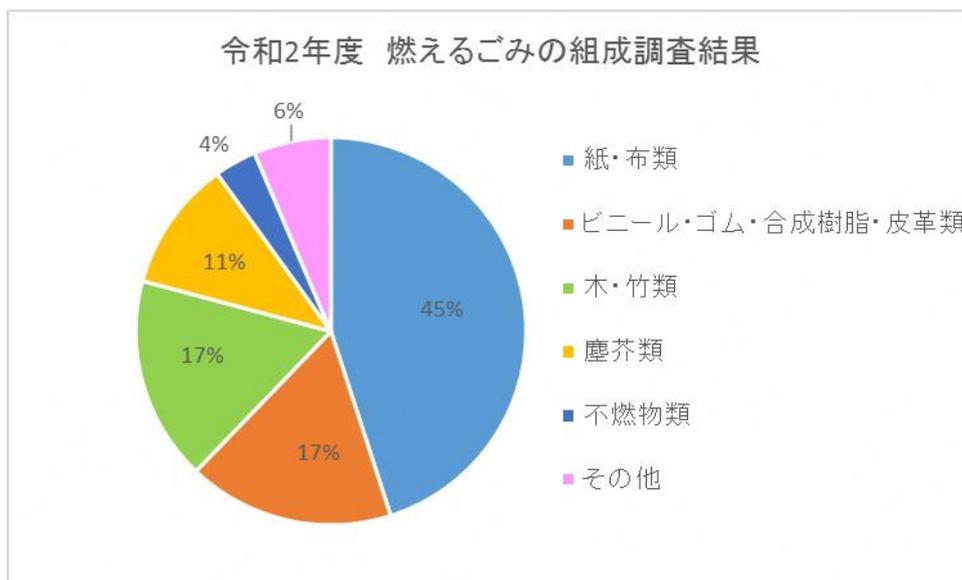


図 3-24 リサイクル率の推移



出典) クリーンヒル宝満搬入実績

図 3-25 クリーンヒル宝満への搬入量(家庭・事業)



出典) 一般廃棄物処理基本計画

図 3-26 燃えるごみの組成調査結果

■解決策:ごみ減量の徹底

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

① ごみ排出の抑制

ごみの減量化（ごみの発生抑制、再利用）のため、生ごみ処理機器購入補助の推進や生ごみなど水分の多いごみに対しての水切りを呼び掛けます。他にも、ダンボールコンポスト講習会を実施しコンポスト利用者を増加させるとともに、マイバッグ（エコバッグ）やマイボトル、マイ箸を利用することでごみの減量化に効果があることを幅広く広報します。今後は生ごみ等を活用するバイオマス施設の導入について検討します。また、リサイクルについては、毎年12月に実施している「ふ・れ・あ・いフェスタ」においてリサイクルバザーを開催し、家具や食器類の再生利用に取り組むとともに、新聞、雑誌類及び雑がみ（菓子箱、封筒、メモ紙）を資源物として分別することによりリサイクル率の向上を図り、ごみの減量化を推進します。

ごみ分別による、燃えるごみの削減・資源化に向けて、毎年発行しているごみカレンダーや家庭ごみ分別大辞典に加え、新たに事業者向けのチラシ等を作成して分別についての啓発を行うとともに、広報の環境のページによる啓発、環境教育・環境講演会等による町民意識の醸成を図ります。

募集

生ごみダイエットを始めませんか？

ダンボールコンポスト講習会参加者募集



申 問 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

ダンボールコンポストを利用して、家庭用生ごみでの堆肥作りを体験してみませんか？
可燃ごみには水分が約50%含まれています。この大半が生ごみによる水分です。ダンボールコンポストは電気代もかからず手軽に始められ、環境負荷もありません。また、庭のないアパートのベランダでも利用可能です。
講習会では、ダンボールコンポストの作成と管理の仕方を体験していただき、作成したダンボールコンポストは、お持ち帰りいただけます。

▽日時	6月15日（火）午後1時30分から2時間程度	▽申込み締切日	6月4日（金）まで
▽場所	町民会館実習室	▽参加費	材料代 1,000円
▽募集人数	10名（定員になり次第締め切ります。）		

▽来場時の注意
※マスクの着用をお願いします。熱がある方、体調不良の方のご来場はできません。
※コロナウイルス感染防止のため、予告なしに中止することがあります。

出典) 広報きやま 2021年5月15日

図 3-27 ダンボールコンポスト講習会

お知らせ

**リサイクルにご協力ください
ごみ減量化のため、雑がみの分別にご協力ください!**

問 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

「雑がみ」は菓子箱やメモ紙、封筒などの紙のことでリサイクルできる大切な資源です!捨てずに分別して、リサイクルしましょう。

一 雑がみの出し方 一

- ①紙袋にまとめて出すか、ひもで束ねて出してください。
- ②資源ごみの収集日に出してください。
※雨の日は雑がみが濡れてしまいリサイクルができなくなるため、次回の収集日に出すようにお願いします。
- ③役場西側リサイクルステーションや基山公栄社(要事前連絡(92-2635)、土日不可)では随時受け入れておりますので、雨で出せない場合などご利用ください。

一「雑がみ」として出せるゴミの種類一

- ・紙箱(ティッシュ、タバコ、菓子、贈答品の箱)
- ・ノート
- ・チラシ
- ・包装紙
- ・パンフレット
- ・封筒



※ひもで束ねて出す or 紙袋に入れて出す

一 識別表示マークを確認しましょう一

リサイクルできる雑がみには、識別表示マークがついています。ついていないものは燃えるごみで出してください。
(写真類・シール・ビニールコート紙・感熱紙などは出せません)



出典) 広報きやま 2020年12月1日

図 3-28 リサイクル活動の啓発

<p>生ごみ処理機器購入費を補助します</p> <p>生ごみ処理機器の購入者に対し、補助を行っています。補助金の額は、1基当たり購入代金の1/2以内とし、上限が2万円です。ごみ減量化と生ごみの堆肥化にご協力ください。</p> <p>申請手続きの手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.生ごみ処理機器購入前に、必要な書類を役場2Fまちづくり課でお受け取りください。 2.申請書等必要書類にご記入後、まちづくり課にご提出ください。 <p>※町税、国民健康保険税、住宅使用料、保育料等の未納があった場合は、補助金の交付を受けられません。 ※過去に補助を受けている方は、5年を経過された方が対象になります。</p>	<p>資源物回収ステーション</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #804020; color: white;"> <p>役場西側テント</p> <p>佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666</p> </td> <td style="background-color: #804020; color: white;"> <p>基山公栄社 (日曜祭日を除く) ※事務所に出してください</p> <p>佐賀県三養基郡基山町 大字小倉438-1</p> </td> </tr> </table> <p>出せるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙パック (出し方はp5参照) ・新聞 (出し方はp6参照) ・雑誌類 (出し方はp6参照) 本・雑誌・ノート・パンフレット・チラシ 包装紙・封筒・ティッシュ 菓子類及び贈答品等の紙箱 ・ダンボール (出し方はp6参照) ・古着 (出し方はp6参照) ・食品用発泡スチロールトレイ (出し方はp7参照) ・乾電池 (出し方はp7参照) ・天ぷら油 (出し方はp8参照) ・蛍光管 (出し方はp8参照) ・インクカートリッジ (出し方はp9参照) 	<p>役場西側テント</p> <p>佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666</p>	<p>基山公栄社 (日曜祭日を除く) ※事務所に出してください</p> <p>佐賀県三養基郡基山町 大字小倉438-1</p>
<p>役場西側テント</p> <p>佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666</p>	<p>基山公栄社 (日曜祭日を除く) ※事務所に出してください</p> <p>佐賀県三養基郡基山町 大字小倉438-1</p>		

図 3-29 生ごみ処理機器購入費補助及び回収ステーションの案内

② 食品ロス削減の推進

規格外農産物の資源化を検討するとともに、3010（サンマルイチマル）運動の推進による宴会時の食べ残しの削減を推進します。また、家庭や事業所での食品ロスを減らすための普及啓発を進めます。

③ 環境教育の推進

ごみ減量及びリサイクルについて学ぶ一般講座や各学校では各教科等におけるごみ処理や分別、3R、SDGsなどの学習及び施設見学などを含む体験活動等を通して環境教育を推進します。また、基山町立図書館においても豊富な資料や学習目的に応じた多くの図書を活用した幅広い学習を推進します。

なお、以上の取組の進捗を確認するため、ごみ減量に関する目標値を設定しました。

表 3-10 目標値の設定

計画指標	基準値 (令和2年度)	環境目標 (令和13年度)
家庭系ごみ排出量1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	718	653
事業系ごみ排出量1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	260	255
リサイクル率 (%)	25	27
生ごみ処理機器購入補助件数(件)	9	15
ごみの分別に関する出前講座やリサイクル講習会等の実施数(件)	—	2

※一般廃棄物処理基本計画では、令和11年度までの計画だったため、本計画において令和13年度の推計値を算出した。

出典)一般廃棄物処理基本計画

2. 廃棄物・リサイクル

■現状と課題

町から排出された燃えるごみは、直接資源化またはクリーンヒル宝満にて中間処理後、全てを資源化していることから、廃棄物の最終処分はゼロとなっています。全ての廃棄物に対するダンボール等のリサイクル率は約25%と横ばいに推移している状態が続いており、県のリサイクル率を大きく超えています。リサイクル率の推移を図3-30に示します。

災害ごみは、台風や洪水の増加により全国的に問題となっており、長期間、仮置き場や町中に留まることで周辺環境への汚染の危険が懸念されます。町では、適正な処理を進めるため、住民に対して迅速な情報共有を行うとともに、災害廃棄物としての処理を行います。また、町では集積所によるごみ収集を行っておりますが、高齢者世帯の増加に伴い、高齢者のごみ出し支援が今後の課題となっています。

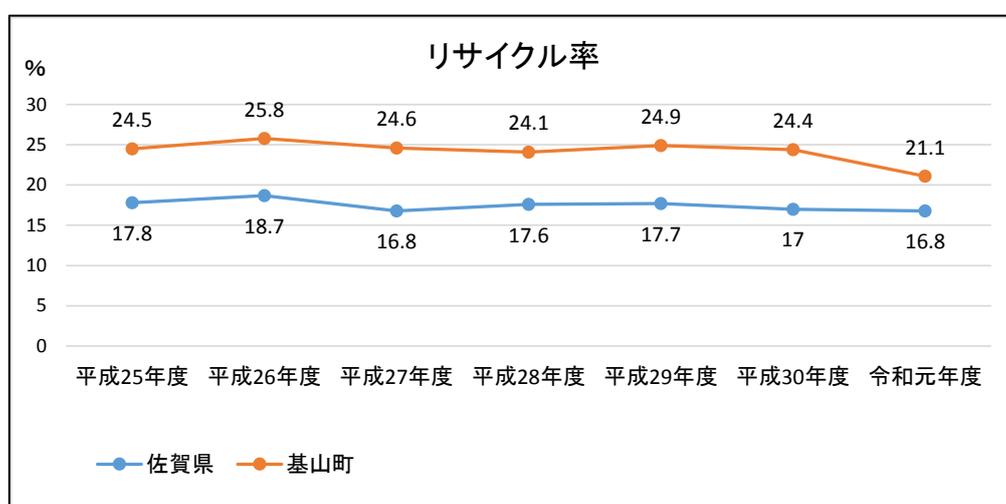


図 3-30 リサイクル率の推移 (再掲)

■解決策：廃棄物の適正な処理

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

①計画に基づく廃棄物の適正な処理

筑紫野市、小郡市及び基山町の2市1町により収集したごみを、広域ごみ処理施設「クリーンヒル宝満」へ運搬し、適正処理を行います。今後も、組合及び組合構成市と連携し、最終処分ゼロを維持できるよう取り組んでいきます。

②災害ごみの適正な処理

周辺市町・県・国や民間との協力体制を確保し、円滑な災害廃棄物処理に努めます。

災害発生時に廃棄物の排出方法への住民理解を得ることや分別排出を徹底するために、住民に分かりやすい案内板の設置やインターネット、広報車等を活用し、できる限り迅速に必要な情報を広報します。

分別区分や排出方法、仮置き場(町営球場、総合公園多目的運動場の駐車場等)の設置箇所等を確保し、迅速で適切な災害廃棄物の処理を行います。

③高齢者世帯等のごみ出し支援

ごみ集積所へのごみの排出が困難な高齢者世帯等に対する新たな収集ルールを検討します。

なお、以上の取組の進捗を確認するため、廃棄物・リサイクルに関する目標値を設定しました。

表 3-11 目標値の設定

計画指標	基準値 (令和2年度)	環境目標 (令和13年度)
リサイクル率 (%)	25	27

出典)一般廃棄物処理基本計画(総資源化率は年間総排出量に占める総資源化量の割合)

3. 不法投棄

■現状と課題

町内の道路や河川、山林、田畑等にテレビ等の家電や衣類等を捨てる不法投棄が発生しています。特に雑草が生い茂っている等の人目につきにくい場所等がごみ捨てポイントになっています。不法投棄の処理費用は土地の管理者の負担となりますので、注意喚起の看板や防犯カメラの設置などが求められています。

■解決策:不法投棄の監視・指導

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

①不法投棄防止対策

地域ごとに設置した環境美化推進員による定期的な巡回パトロールを行うとともに警告・注意看板及び防犯カメラの設置を行います。

廃棄物の不適正な処理が行われている場合は、指導を行い、ごみを捨てにくいまちづくりを目指します。

②関係機関との協力

福岡県及び佐賀県 13 市町で構成する福岡県南・佐賀東部不法投棄防止協議会において相互の連絡をとり、不法投棄の防止及び対応を協議します。佐賀県では、毎年6月を「不法投棄防止月間」とし、主に産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するために、休日パトロール、スカイパトロール、廃棄物監視員による巡視及び廃棄物不法投棄一斉点検等を行い、パトロールを強化しています。

なお、以上の取組の進捗を確認するため、不法投棄に関する目標値を設定しました。

表 3-12 目標値の設定

計画指標	基準値 (令和2年度)	環境目標 (令和13年度)
不法投棄の看板設置箇所数(箇所)	50	70
不法投棄対策の広報啓発回数(回)	1	3



図 3-31 不法投棄の状況

第3節 豊かな自然環境を保全する(自然環境)

1. 水辺環境

■現状と課題

佐賀県は、生物多様性の保全・再生を推進し、持続可能な利用の実現を目指すために、詳細調査として昭和53年から底生動物について調査を実施しており、昭和57年から平成13年まで付着藻類についての調査も行っています。昭和59年からは小中学生等の参加を得て水生生物調査を実施し、河川環境の総合的な把握及び水質保全意識の啓発に努めています。町は平成23年から水生生物調査を実施しています(表3-13参照)。

町には、秋光川及び山下川等が平野部を貫流し、筑後川へと流れる豊富な水資源があります。こうした地域は、多くの水生生物が生息しており、重要な生息・生育環境となっています。特に5月～6月頃には、河川周辺で多くのホタルが確認されています。

今後は、学校や地域と連携を行い、環境教育の推進を図ることが求められます。

表 3-13 水生生物調査 参加人数の推移

年度	参加人数
平成27年度	40人
平成28年度	20人
平成29年度	27人
平成30年度	60人
令和元年度	44人
令和2年度	33人
令和3年度	30人

出典)佐賀県環境白書及びまちづくり課資料

■解決策:魅力ある水辺環境の保全

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

①河川の適正な維持管理

河川環境を良好に保つために町内の10地区で構成された河川愛護協会による春と秋、年2回の草刈清掃を継続して行います。

②ホタルに配慮した河川伐採方法

水辺環境に生息するホタルの繁殖期(6月上中旬～7月中旬頃)は、水際に草がないと繁殖できないため、草刈りの時期をずらした伐採を行い、保全します。

③環境教育の推進

河川の水質について学ぶ一般講座や学校と連携して行う親子で川の生き物調査隊等の様々な環境教育を推進するとともに、基山町立図書館を活用した幅広い学習を推進します。

親子の参加大募集!

親子で川の生き物調査隊 ～水生生物調査～

「親子で川の生き物調査隊～水生生物調査～」を今年も実施します。これは、川の中に棲んでいる生き物の種類や数を調べることで、川の汚れの程度を知ることができる調査です。親子で参加してみませんか?

▽日時 7月18日(日) 午前9時～11時(午前8時40分受付開始)

▽場所 基山共乾付近実松川 ※当日は現地集合です。
天候により延期する場合があります。【予備日：7月25日(日)】

▽対象 小学3～6年生とその保護者

▽定員 親子20組 ※先着順

▽申込み締切 7月12日(月)まで(※土・日・祝日を除く)

▽申込み・問合せ先 まちづくり課 生活環境係(役場2階) ☎92-7941

基山の水はきれい?
川の生き物調査をしてみませんか?



出典)広報きやま 2021年7月1日

図 3-32 基山町で行われた川の生き物調査隊～水生生物調査～



図 3-33 川の生き物調査隊～水生生物調査～の様子(実松川)

なお、以上の取組の進捗を確認するため、水辺環境に関する目標値を設定しました。

表 3-14 目標値の設定

計画指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
水辺環境に関する出前講座の回数(回)	1	2
水辺環境に関する出前講座の参加人数(人)	30	60
河川の草の伐採回数(回)	2	2

2. 自然環境

■現状と課題

佐賀県では、貴重な財産である多様な動植物が生育・生息する自然環境を次世代に引き継いでいくための基礎資料として、2000年から「佐賀県の絶滅のおそれのある野生動植物(レッドデータブックさが)」を作成・公表し、さまざまな取組を進めています。

基山町は、脊振山系である基山等の山地が広がっており、自然林(ブナ林)や良好な二次林が残されている地域であるため、絶滅危惧種が多く存在しています。

近年では、基山山頂付近で重要種であるオキナグサが自生していることが確認され、保全団体(きざんオキナグサ保存会)の協力のもと、積極的な保全活動が実施されています。

また近年、生態系を攪乱するものとして外来生物の侵入が問題視されています。佐賀県では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)」に基づく防除活動を推進するほか、佐賀県環境の保全と創造に関する条例を整備し32種を移入規制種として指定し、野外に放つことなどを規制しています。

基山町においても特定外来生物のオオキンケイギクの侵入が報告され、駆除活動が行われています。そのため、基山町の自然あふれる環境を維持していくために、町民への啓発や、情報提供を推進していくことが必要です。

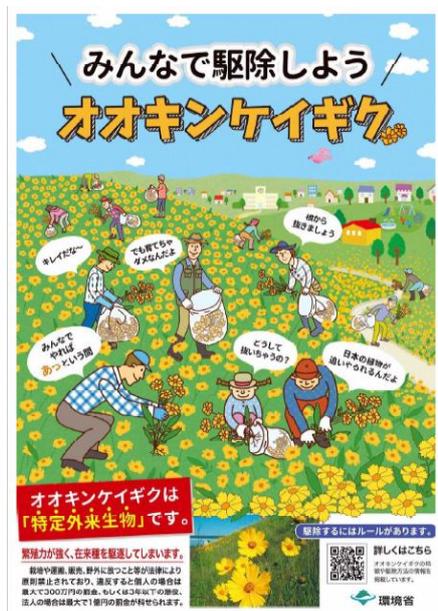


図 3-34 特定外来生物の駆除啓発

■解決策:希少生物の保全

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

①希少生物の保全

オキナグサの保存及び増殖活動に取り組むとともに、新たに希少生物が確認された場合は、保全対策について検討を行います。



図 3-35 重要種のオキナグサ (左:花 右:種子)



図 3-36 オキナグサ保全に向けての取組(佐賀新聞)

②自然を活かした公園の維持管理

公園に関しては、自然を活かした植栽や周辺整備を検討するとともに、維持管理を行います。

③環境教育の推進

自然環境について学ぶ一般講座や学校と連携して行うこどもエコクラブの実施など、様々な環境教育を推進するとともに、基山町立図書館を活用した幅広い学習を推進します。

なお、以上の取組の進捗を確認するため、自然環境に関する目標値を設定しました。

表 3-15 目標値の設定

計画指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
自然環境に関する講習会等の年間回数(回)	—	1
自然環境に関する講習会等の参加人数(人)	—	50
広報、HP等での啓発数(回)	2	3
オキナグサの生育環境の拡大(株)	200	400

3. 里地里山環境

■現状と課題

里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として重要な地域であります。人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、里山林や野草地等の利用による自然資源の循環が少なくなったことで、大きな環境の変化を受けています。

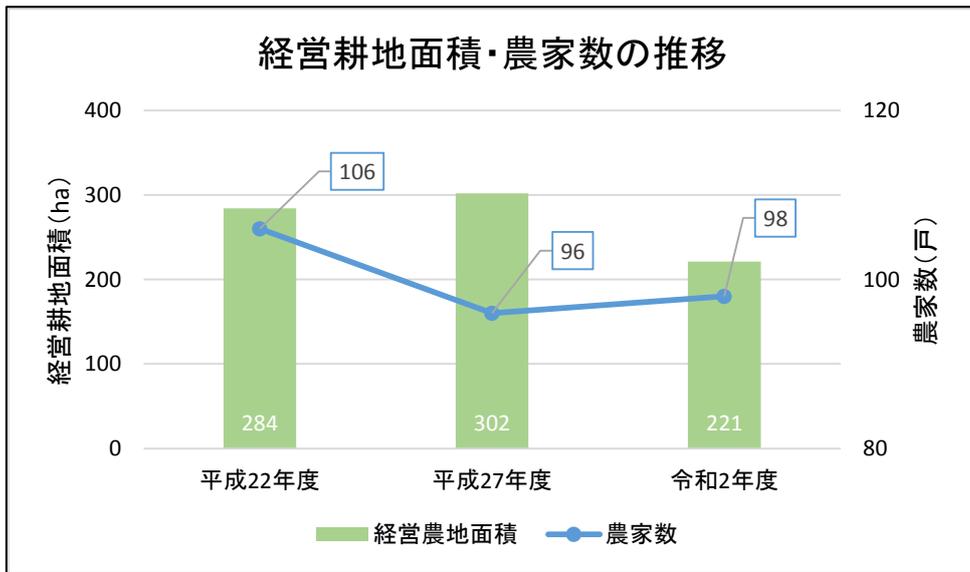
農地の保全は、里地里山を維持する上でも重要な課題であり、荒廃農地の増加は獣害の増加につながることから、荒廃農地対策を進めていく必要があります。今後、持続的で安定した農地保全が困難となっていくことから、耕作放棄地の増加が懸念されています。経営耕地面積・農家数の推移を図 3-38 に示します。

一方で町内では、イノシシやアライグマ、猿、鳥類(カラス類、ハト類、サギ類、カモ類)等の有害鳥獣による農作物への被害が拡大しており、令和 2 年度は約 270 万円(被害面積 2.6ha)の損害が発生しています。そのため、佐賀県猟友会基山支部をはじめ関係機関や被害発生集落が連携を図り、有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりや地域でまとまった効率的な防除、有害鳥獣駆除による捕獲等を総合的に推進する必要があります。有害鳥獣による被害の推移を図 3-39 に示します。

私有林は、高度経済成長期に植栽された人工林が大きく育ち、木材として利用可能な状態になっているものの、林業の担い手不足や事業基盤の整備不足から適切に管理されていない森林が増えています。管理が行き届かない森林では、災害発生リスクの増大が懸念されることから森林環境譲与税を活用した町森林整備事業の実施や、健全に森林の経営と管理ができる林業経営体の育成など持続的な管理体制の構築が求められます。

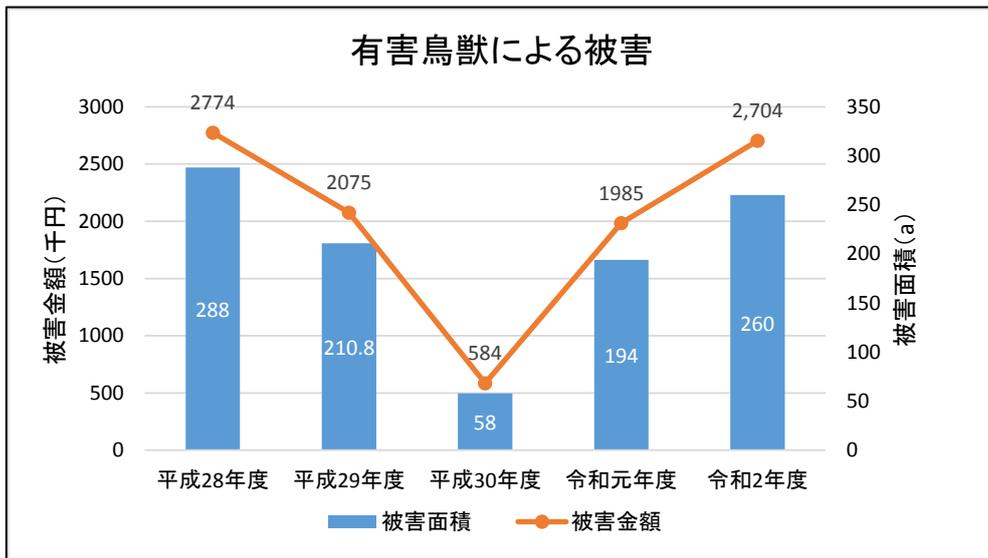


図 3-37 里地里山の風景



出典) 農林業センサス 2015

図 3-38 経営耕地面積・農家数の推移



出典) 産業振興課資料

図 3-39 有害鳥獣の駆除対応

■解決策:里地里山の維持保全と環境配慮

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

①農業者の確保

農業委員会や地域と連携し、新規就農者や認定農業者へ優良農地を斡旋するとともに、農業経営開始初期段階での経営リスク軽減を図るための支援を行います。また、新規就農に関する窓口や周知の徹底による情報提供の充実を図り、農業者の確保に努めます。

②農業基盤の整備

中山間地域の耕作放棄地等遊休農地解消対策を継続・推進します。また、「多面的機能支払事業」による環境保全を推進します。農業生産基盤整備事業による生産条件向上及び効率化を推進します。

③有害鳥獣の駆除

佐賀県猟友会基山支部等の関係者や地域と連携した年間を通じた駆除を実施します。また、関係機関や団体、地域との協力による防除体制を構築し、効率的な防除（ワイヤーメッシュ柵等）への支援を行います。



図 3-40 有害鳥獣の対策(佐賀県生産者支援課)

④森林の整備・持続的な管理体制の構築

森林環境譲与税を活用した町森林整備事業による森林の保全を行います。林業の担い手を創出・育成するための研修会やイベントを実施します。森林の大切さを知る機会や森林とふれあう機会の創出による啓発を推進します。

⑤農地等の適正な維持管理

里地里山の美しい景観を損なわないように、農地等の適正な維持管理を推進します。

⑥棚田等の保全

国の指定を受けた7地区の棚田等の保全を図るための周辺施設の整備を検討します。また、棚田でとれた農作物等を使用したイベント等の開催による棚田地域の活性化を検討します。棚田地域振興活動計画を策定し、人口減少及び高齢化等の棚田地域の課題の解決を図ります。



図 3-41 小松地区の棚田

なお、以上の取組の進捗を確認するため、里地里山環境に関する目標値を設定しました。

表 3-16 目標値の設定

計画指標		基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
経営耕地面積 (ha)		302	288
認定新規就農者数 (人)		5	15
多面的機能支払交付金事業実施面積 (ha/年)		79	71
中山間地域等直接支払交付金事業実施面積 (ha/年)		36	40
有害鳥獣の捕獲頭数 (頭/年)		349	350
鳥獣被害の軽減目標	被害金額 (万円/年)	約 270	約 209
	被害面積 (ha/年)	2.6	1.5
間伐面積 (造林事業) (ha)		36	112
町森林整備事業 (ha)		0	40

出典) 令和2年度鳥栖三養基地域鳥獣被害防止計画、2015年農林業センサス

※認定新規就農者数の目標値は基準値からの延べ人数。

第4節 低炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進する(地球温暖化)

1. 省エネルギー

■現状と課題

地球温暖化対策として、佐賀県では環境基本計画において省エネルギーの普及促進についての取組が進められています。基山町では、事業者としてクリーンヒル宝満（廃棄物処分場）での余熱を利用した発電を行っています。

基山町における平成30年度の二酸化炭素排出量は、132千t-CO₂です。二酸化炭素の部門別の割合では、製造業（建設業・鉱業分野、農林水産分野）が51%と最も高く、次いで民間部門（業務部門、家庭部門）が23%、運輸部門が22%、廃棄物分野が1%となっています。二酸化炭素の排出量削減には、将来推計を行った上で効果的な取組を検討する必要があります。（補章：基山町地球温暖化対策実行計画参照）

町民アンケート調査によると、地球温暖化については、重要と答えた割合が約8割を占める結果となっています。住民に対してコミュニティバスを利用してもらうことで、公共交通機関の利便性向上を図り、CO₂削減を進めていくことも課題のひとつです。部門別二酸化炭素の排出量を図3-42に、町民アンケート結果を図3-43に示します。

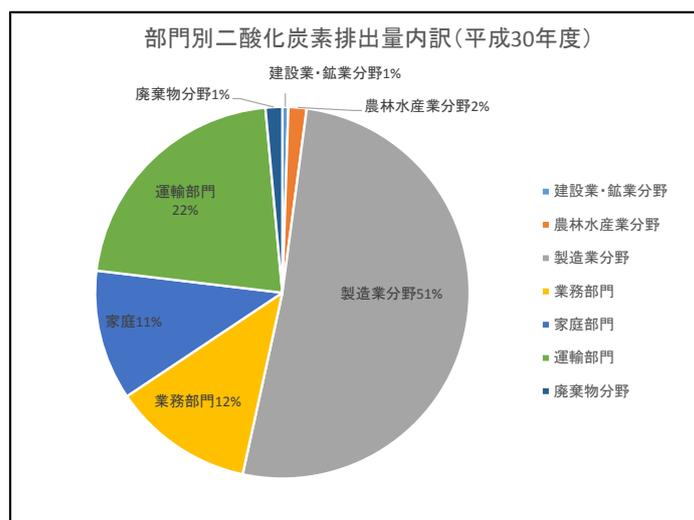


図 3-42 平成30年度の部門別二酸化炭素排出量

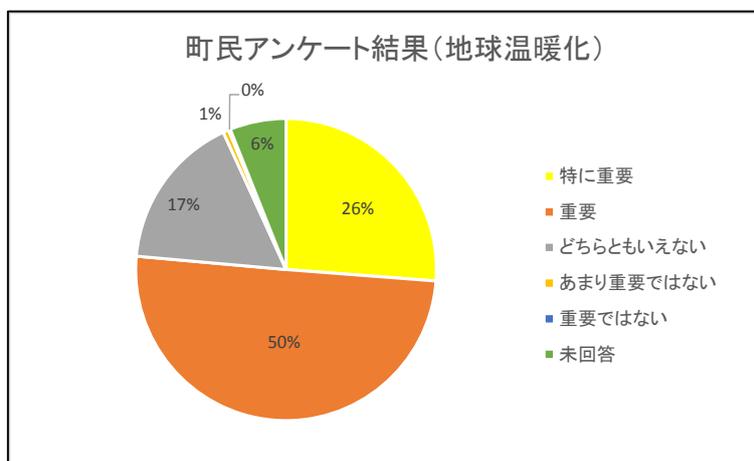


図 3-43 令和2年度町民アンケート(地球温暖化)

■解決策：省エネルギー施策の普及・啓発

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

①家庭への省エネルギーの推進

地球温暖化対策と省エネルギー対策として、庁舎だけでなく、家庭に対してもゴーヤや朝顔の「緑のカーテン」を設置し、室内の温度上昇を抑えます。

家庭に対して、「電気製品の無駄な使用を抑える」や「省エネモードがある電気製品は、省エネモードで使用する」、「使用していない電気製品のプラグはコンセントから抜く」等の消費電力の低減の啓発を行います。

②事業者への省エネルギーの推進

省エネルギーセンターによる「無料の省エネ診断(燃料・電気)」や「無料の節電診断(電気のみ)」を町内企業に周知します。また、事業者等の ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証取得を促進します。クリーンヒル宝満では、溶融処理時に発生する余熱を利用して、廃棄物発電を行います。

③電気自動車及び地域公共交通の普及啓発の推進

電気自動車等への庁用車の計画的な更新を行います。車両による環境負荷を軽減し、地域公共交通の基盤となるコミュニティバスの運行確保、維持、改善及び利用促進のための啓発等を行います。

④環境（省エネルギー）教育の推進

省エネルギーについて学ぶ一般講座や地球温暖化防止及び太陽光エネルギーの活用など学校で学ぶ環境教育の他、こどもエコクラブ等の活動を通じた省エネルギー教育を推進します。また、基山町立図書館においても図書を活用した幅広い学習を推進します。



図 3-44 クリーンヒル宝満(廃棄物処理場) (筑紫野市)

なお、以上の取組の進捗を確認するため、省エネルギーに関する目標値を設定しました。

表 3-17 目標値の設定

計画指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
基山町の二酸化炭素排出量(平成30年度)(千 t-CO ₂)	138	113
電気自動車等導入台数(庁用車)(台)	4	8
公共施設への再生可能エネルギーの設置件数(件)	3	6
コミュニティバスの年間利用者数(人)	22,600	35,400
コミュニティバスの1日当たりの利用者数(人/日)	78	122
省エネルギーに関する教育の回数(回)	—	1
町内企業の太陽光発電設置数(箇所)	27	40

※コミュニティバスの年間運行日数 290 日

出典)環境省「部門別 CO₂ 排出量の現況推計」、定住促進課資料

2. 再生可能エネルギー

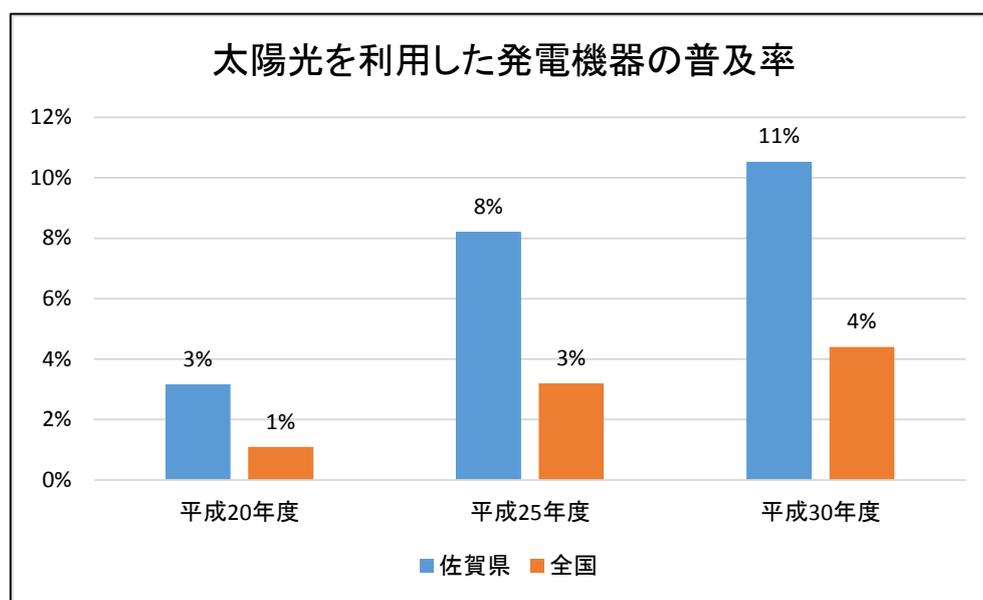
■現状と課題

地球温暖化を防ぐための対策として、その主な要因となっている人間活動に伴う二酸化炭素、一酸化二窒素及びメタン等の温室効果ガスの排出を抑制することが求められます。

経済活動や家庭生活の大半は、電気・ガス等のエネルギー、水道や自動車の使用に見られるように、石油などの化石燃料に頼ってしまう傾向にあります。

佐賀県は、総務省統計局データによると、太陽光発電の普及率が全国的に高く、平成20年度から平成30年度にかけて8ポイントの普及率の増加が確認されました。

太陽光発電の設置数の推移を図3-45に示します。



出典) 総務省統計局: 土地統計調査

図 3-45 太陽光発電の設置数の推移

■解決策:再生可能エネルギーの推進

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

①資源の有効利用

公共施設及び農業用施設等において、生ごみ等を利用したバイオマス発電の可能性を調査します。

②太陽光発電等の普及

エネルギー問題や環境問題に対処するため、太陽光発電システムの導入を進め、新たな再生可能エネルギーの情報を提供し、普及啓発を促進します。

なお、以上の取組の進捗を確認するため、再生可能エネルギーに関する目標値を設定しました。

表 3-18 目標値の設定

計画指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
電気自動車等導入台数(庁用車)(台)(再掲)	4	8
公共施設への再生可能エネルギーの設置件数(件)(再掲)	3	6
町内企業の太陽光発電設置数(箇所)(再掲)	27	40

3. 気候変動

■現状と課題

町では、台風、豪雨、地震、地すべり及び山くずれ等の多種の災害発生要因を内包しています。また、近年の気候変動に伴う台風の大型化や短時間強雨の頻度増加などにより、河川災害、土砂災害及び浸水被害等の発生頻度の増加と被害の拡大が懸念されています。地形的には、園部谷、宮浦谷及び小倉谷の大きく3つの谷に分かれ、山下川系、秋光川系、実松川系及び高原川系の4つの水系となっています。

近年では、平成30年7月の西日本豪雨による丸林地区の土砂災害が発生し、幸い人的な被害は無かったものの、住宅2棟が全壊する被害を受けました。更に、令和2年7月の豪雨では林道岩坪線や一の坂・河内線の法面崩壊等の被害を受けました。

そのため、地球温暖化を防止する緩和策や自然災害の被害を最小限に食い止めるための適応策を計画し進めることが必要です。(補章:基山町地球温暖化対策実行計画参照)



図 3-46 豪雨による基山町の土砂災害状況（平成30年7月の豪雨により被災した家屋及び道路）

■解決策:気候変動への対応

現状と課題の結果を踏まえ、町における解決策としての取組を以下に示します。

①危険区域の点検、周知等

山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行うとともに、警戒避難体制の強化を図り減災に努めます。

山地災害危険箇所について、佐賀県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努めます。

②町民等に対する普及啓発、防災学習の推進

町は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する動向や各種データをわかりやすく発信します。

地域住民の適切な避難や防災活動のためのハザードマップや地域防災計画、平常時の心構え、風水害時の行動マニュアル等を作成します。

防災特集

梅雨時期の長雨と集中豪雨に注意!

人命や大切な財産を一瞬にして奪い去ってしまう土砂災害の多くは、長雨や大雨がきっかけとなって起こります。長雨や大雨のときには、気象情報に耳を傾け、危険だと思ったら早めに避難しましょう。また、家の周りの水路を清掃し、水を溜めないようにしましょう。災害発生のおそれがあるときなど、避難が必要な場合は、防災行政無線等でお知らせします。

※問合せ先 総務企画課 防災係 ☎92-7915

土砂災害の前触れ

土石流

- 川の水が急に濁ったり、流れに流木が混ざったりしてくる。
- 雨が降り続けているのに、川の水かさが減り始める。
- ゴロゴロと川底で石の流れる音がする。
- 「山鳴り」といって、山全体がうなるような音がする。

地滑り

- 地面にひび割れができる。
- 地面の一部が落ち込んだり、盛り上がりたりし始める。
- 池や沼の水かさが急に変わる。
- 井戸の水が濁る。

がけ崩れ

- がけから小石などがバラバラと落ちてくる。
- 斜面の途中から濁った水が湧き出す。
- 普段聞き慣れない音が斜面から聞こえる。

いざというときの心構え

恐ろしい災害から身を守るためには、日頃からの準備が必要です。次のことに気をつけましょう。

雨に注意していますか?
1時間に20mm以上又は降り始めてから100mm以上の雨量になったら、十分注意が必要です。

逃げ方を知っていますか?
土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げたのでは追い付かれてしまいます。土砂の流れる方向に対して垂直に逃げるようにしましょう。

避難場所は知っていますか?
普段から家族全員で避難所や避難する道順を決めておきましょう。災害が起こったとき、家族全員が一緒にいるとは限りません。どんなときもあらかじめ避難所を決めておけば安心です。

出典) 広報きやま 2021年6月1日

図 3-47 防災に関する啓発

令和3年5月20日から

警戒レベル **4** 避難指示で必ず避難
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	緊急安全確保
〜警戒レベル4までに必ず避難!〜		
4	避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
1	早期注意情報(気象庁)	早期注意情報(気象庁)

※1 4町が河川の未だも津波に被害でやむを得ない等の理由から、警戒レベル5は必ず発せられる状態ではなくなります。
※2 避難指示は、土砂災害の危険な場所から避難を促すための避難指示となります。
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も避難に応じ得る行動を促すため、避難の準備を促したり、危険を感じたら自動的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待つはいけません!

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

保存版

基山町

洪水 土砂災害

ハザードマップ

「もしも」の災害に備えて

図 3-48 河川・土砂災害への啓発ポスター・パンフレット

③自主防災組織の強化

基山町自主防災組織の強化を目的として、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施します。

④貯留タンク設置費用の補助

近年の集中豪雨による浸水被害の軽減対策の一環として、雨水の流出抑制及び有効利用を図るため、雨水貯留タンク設置に対し補助要件に該当する場合に設置費用の一部を補助します。

なお、以上の取組の進捗を確認するため、気候変動に関する目標値を設定しました。

表 3-19 目標値の設定

計画指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
防災に関する出前講座の回数(回)	5	6
防災に関する広報等の啓発数(回)	2	3
自主防災会リーダー研修の回数(回)	1	2
貯留タンク設置費用の補助件数(件)	2	4

計画実現に向けての取組

第1節 環境審議会の設立

基山町環境基本条例第13条により、令和2年度に基山町環境審議会を設立し、環境審議会の委員は、環境基本計画の策定、進捗状況及び施策内容の妥当性等について審議します。

■計画の策定経過

日付		内容		
令和2年度	10月28日	第1回環境審議会（委員委嘱、計画策定諮問、計画策定スケジュール）		
	12月22日	第2回環境審議会（環境意識調査（アンケート）内容審議）		
	2月～3月	町民及び事業者アンケート実施		
	3月25日	第3回環境審議会（町民及び事業者アンケート結果報告）		
令和3年度	7月	小学生アンケート実施		
	7月27日	第1回環境審議会（計画骨子案審議、小学生アンケート結果報告）		
	9月18日	住民ワークショップ		
	9月30日	第2回環境審議会（施策及び目標値審議）		
	11月10日	第3回環境審議会（計画(案)審議）		
	12月1日～ 1月4日	パブリックコメント実施	公表期間	12月1日～1月4日
			意見募集期間	12月15日～1月4日
	1月20日	第4回環境審議会（パブコメ結果報告・計画(案)審議）		
	2月上旬	第5回環境審議会（計画(案)答申）		
2月下旬	計画決定			

■基山町環境審議会委員

関係機関	役職名	氏名	所属
関係行政機関の職員	環境保全代表	筒井 寿	鳥栖保健福祉事務所 環境保全課長
	消防代表	西山 伸一	鳥栖三養基地区消防事務組合 基山分署長
	警察代表	香月 拓郎	鳥栖警察署 基山交番所長
関係団体の代表者	農業委員会代表	水田 久男	基山町農業委員会 会長
	商工会代表	川崎 文治	基山町商工会 事務局長
	農協代表	山口 信善	さが農業協同組合 基山支所長
住民の代表	一般代表	稲毛 あゆみ	住民代表(一般公募)
	一般代表	松田 ひさ子	住民代表(一般公募)
	一般代表	鹿毛 智水	住民代表(一般公募)
	一般代表	原 政寛	第2区区長
	一般代表	平山 康治	第7区区長
学識経験者	大学教授	島岡 隆行	九州大学 大学院工学研究院

資料編

■住民ワークショップの開催

地域環境の現状や課題を住民参加手法により把握し、環境基本計画に反映させることを目的として、住民ワークショップを開催しました。

住民ワークショップでは、基山町の大きな環境問題である廃棄物専門分野(生活環境、循環型社会)及び環境専門分野(自然環境、地球温暖化)について、意見交換を行いました。1 グループ 5~10 人程度に別れ、3 グループで、午前と午後の 2 回、計 6 グループにて実施しました。

意見交換は以下の観点から行いました。

- ① 基山町の環境の良いところ、悪いところ
- ② 基山町の環境の将来像について
- ③ 基山町の環境の将来像の実現に向けて何をすべきか

環境基本計画策定に伴う住民ワークショップを開催します

申 問 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

基山町では、町の環境についての課題や目指すべき環境の将来像について町民の皆様のご意見を計画に反映させるために住民ワークショップを開催します。ワークショップでは、生活環境、循環型社会、自然環境、地球温暖化などについて基山町の環境のイメージや環境施策の在り方についてグループによる意見交換を行います。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

▽日時 9月18日(土) 【午前の部】午前10時~12時 テーマ:生活環境、循環型社会
【午後の部】午後1時~3時 テーマ:自然環境、地球温暖化

▽場所 基山町民会館 小ホール

▽定員 各回40名程度

▽参加費 無料

▽議題

- ・基山町の環境の良いところ、悪いところ
- ・基山町の環境の将来像について
- ・基山町の環境の将来像の実現に向けて何をすべきか

▽申込み方法
申込用紙に必要事項を記入の上、基山町役場2階まちづくり課に持参もしくは、電話、メールにてお申し込みください。申込用紙はホームページまたはまちづくり課で配布しています。電話で申し込みの際は必要事項をお伝えください。



出典) 広報きやま 2021年9月1日

図 4-1 住民ワークショップの開催



図 4-2 住民ワークショップの状況

■用語集一覧

<p>国連気候変動枠組条約 締約国会議 (COP)</p>	<p>大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として平成 4 年に採択された「国連気候変動枠組条約」(UNFCCC)に基づき、平成 7 年から毎年開催されている年次会議で、平成 27 年度から令和 3 年度までで、第 21 回～第 26 回が開催された。</p> <p>第 22 回：気候資金、緑の気候基金、京都議定書の第二約束期間の実施に関する細則等の COP/CMP 決定が採択された。</p> <p>第 23 回：緩和（2020 年以降の削減計画）、透明性枠組み（各国排出量などの報告・評価の仕組み）について協議</p>
<p>京都議定書締約国会合 (CMP)</p>	<p>2005 年 2 月 16 日に発効した京都議定書の締約国による最高決定機関としての会合。気候変動枠組条約と京都議定書の参加メンバーはほぼ重複するため、京都議定書締約国会合(MOP)が気候変動枠組条約会議(COP)の一部として開催される形となる。</p>
<p>政府間パネル (IPCC)</p>	<p>気候変動を評価する主要な機関である。国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) によって設立され、気候変動の状態とそれが経済社会に及ぼす影響について明確な科学的見解を提供する。IPCC は、気候変動の理解に関連する世界の科学的、技術的、経済社会的情報を検討し、評価する。</p>
<p>1.5℃特別報告書</p>	<p>正式名称は、「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈において工業化以前の水準から 1.5℃の気温上昇にかかる影響や関連する地球全体での温室効果ガス (GHG) 排出経路に関する特別報告書」。気候変動の脅威への世界的な対応の強化と、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈のなかで、1.5℃の気温上昇にかかる影響、リスク及びそれに対する適応、関連する排出経路、温室効果ガスの削減（緩和）等に関する評価する。</p>
<p>土地関係特別報告書</p>	<p>正式名称は、「気候変動と土地：気候変動、砂漠化、土地の劣化、持続可能な土地管理、食料安全保障及び陸域生態系における温室効果ガスに関する IPCC 特別報告書」。陸域生態系における温室効果ガス (GHG) の流れ（フラックス）、並びに気候への適応及び緩和、砂漠化、土地の劣化及び食料安全保障に関連する、持続可能な土地管理に関する科学的知見を評価する。</p>
<p>海洋・雪氷圏特別報告書</p>	<p>正式名称は「変化する気候下での海洋・雪氷圏に関する IPCC 特別報告書」。海洋・雪氷圏に関する過去・現在・将来の変化、並びに高山地域、極域、沿岸域、低平な島嶼及び外洋における影響（海面水位の上昇、極端現象及び急激な現象等）に関する新たな科学的文献を評価する。</p>
<p>再生可能エネルギー</p>	<p>太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー。</p>
<p>温室効果ガス</p>	<p>熱(赤外線)を吸収し再び放出する性質を持つことにより、地上から宇宙に向かって放出される熱の一部を地上に戻す効果(温室効果)をもたらす気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、このうち特に人間活動に深いかわりのある二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等(ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)の7種類のガスを対象としている。</p>
<p>カーボンニュートラル</p>	<p>CO₂の排出量から吸収量と除去量を差し引き、合計を実質的にゼロにすること。</p>

環境基準	環境基本法第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。
協定基準	基山町と民間企業とで、公害を防止し、自然環境の保全及び地域住民の生活環境を確保することを目的とする環境保全協定が締結された。その際に決定された基準値。
外来種	元来その自然分布域に生育又は生息していない生物種。 意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させられたもの。
特定外来種	外来種の中でも外来生物法で定められた種で、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものの中から指定される。
レッドデータブック	環境省により出版されている絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。都道府県ごとにレッドデータブックを作成しており、佐賀県では、「佐賀県レッドリスト 2013」「佐賀県レッドリスト 2020(植物編)」が出版されている。
絶滅危惧種	個体数の突然の急減もしくは重要生息地の喪失により、絶滅の危機に瀕している動植物もしくはほかの生命体の種。
オキナグサ	日当たりのよい草原にはえる多年草。花茎の高さは10～40cm。3～4枚の茎葉で、葉は2回羽状複葉、深裂し欠刻する。花は暗赤紫色、1個で頂生し、鐘形で下向きに開く。外面は長い毛で覆われている。開花時期は、4月～5月頃。
光化学 オキシダント	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では、眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。
二酸化硫黄(SO2)	硫黄を含む燃料の燃焼や原料の処理により発生するSOx(硫黄酸化物)は、SO ₂ 、SO ₃ であり、大部分はSO ₂ であるが、SO ₃ が水分と反応して生成する硫酸ミストもSOxに分類される。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設での排出規制や指定地域での総量規制の対策が早くからとられてきたため、現在の汚染状況はかなり改善されている物質である。また特定物質にも含まれており、事故時の措置が義務付けられている。
一酸化窒素(NO)	NO(一酸化窒素)及びNO ₂ を主体とするNOx(窒素酸化物)は、高温燃焼に伴い必然的に発生するため、自動車や工場での燃焼だけでなくビルや家庭、自然界からの排出も無視できない。一次生成物であるNOが大気中でオゾン等により酸化されてNO ₂ となり、更に紫外線や炭化水素が関与して光化学オキシダントが生成される。大気汚染防止法では有害物質及び特定物質に含まれるが、他の有害物質に比べ排出量が多く、排出源も多様である。また、自動車や船舶、航空機などの移動発生源が、排出量に大きく寄与していることが他の有害物質と異なる点である。
二酸化窒素(NO2)	
浮遊粒子状物質(SPM)	粒子状物質とは、固体及び液体の粒子の総称であり、粒径10μm以下の浮遊するものを特に浮遊粒子状物質(SPM)と呼ぶ。ばいじん、粉じん、ミスト及びエアロゾルが含まれ、燃焼に伴うもの以外は粒径が10μm以上のものが大部分である。燃焼排ガス中には、炭素のほかバナジウム等の金属粒子が多く、特にディーゼル排ガス中には未燃の炭素が多い。排出源ではガス状であったものが大気中の反応により粒子化した二次粒子は全粒子の30～40%に達することもあり、硫酸塩や硝酸塩有機炭素成分を含む。

水素イオン濃度 (pH)	<p>水の水素イオン濃度は、水中で生ずるあらゆる化学及び生化学的変化の制約因子となっており、また、分析におけるいろいろな化学反応の重要な制約因子でもある。通常河川では、6.0～8.5の間である。</p> <p>酸性:pH<7 中性:pH=7 アルカリ性:pH>7</p>
循環型社会	<p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)において、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」と規定されている。</p>
下水道普及率	<p>下水道の整備状況を表す指標として用いられている。普及率は、総人口に対する下水道利用者の割合を表したものである。</p>
省エネルギー	<p>石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく利用すること。</p>
二酸化硫黄 (SO ₂)	<p>硫黄を含む燃料の燃焼や原料の処理により発生する SO_x(硫黄酸化物)は、SO₂、SO₃ であり、大部分は SO₂ であるが、SO₃ が水分と反応して生成する硫酸ミストも SO_x に分類される。大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)では、ばい煙発生施設での排出規制や指定地域での総量規制の対策が早くからとられてきたため、現在の汚染状況はかなり改善されている物質である。また特定物質にも含まれており、事故時の措置が義務付けられている。</p>
一酸化窒素 (NO)	<p>NO(一酸化窒素)及び NO₂ を主体とする NO_x(窒素酸化物)は、高温燃焼に伴い必然的に発生するため、自動車や工場での燃焼だけでなくビルや家庭、自然界からの排出も無視できない。一次生成物である NO が大気中でオゾン等により酸化されて NO₂ となり、更に紫外線や炭化水素が関与して光化学オキシダントが生成される。大気汚染防止法では有害物質及び特定物質に含まれるが、他の有害物質に比べ排出量が多く、排出源も多様である。また、自動車や船舶、航空機などの移動発生源が、排出量に大きく寄与していることが他の有害物質と異なる点である。</p>
二酸化窒素 (NO ₂)	
浮遊粒子状物質 (SPM)	<p>粒子状物質とは、固体及び液体の粒子の総称であり、粒径 10μm 以下の浮遊するものを特に浮遊粒子状物質 (SPM) と呼ぶ。ばいじん、粉じん、ミスト及びエアロゾルが含まれ、燃焼に伴うもの以外は粒径が 10μm 以上のものが大部分である。燃焼排ガス中には、炭素のほかバナジウム等の金属粒子が多く、特にディーゼル排ガス中には未燃の炭素が多い。排出源ではガス状であったものが大気中の反応により粒子化した二次粒子は全粒子の 30～40%に達することもあり、硫酸塩や硝酸塩有機炭素成分を含む。</p>
水素イオン濃度 (pH)	<p>水の水素イオン濃度は、水中で生ずるあらゆる化学及び生化学的変化の制約因子となっており、また、分析におけるいろいろな化学反応の重要な制約因子でもある。通常河川では、6.0～8.5の間である。</p> <p>酸性:pH<7 中性:pH=7 アルカリ性:pH>7</p>
生物化学的酸素供給量 (BOD)	<p>水質汚濁を示す代表的な指標で、溶存酸素 (DO) の存在する状態で、水中の微生物が増殖呼吸作用によって消費する酸素をいい、通常 20℃、5 日間で消費された DO で表す。有機物量のおおよその目安として使われ、水の有機物汚染が進</p>

	<p>むほどその値は大きくなる。自然現象を利用した測定であり、自然浄化能力の推定や生物処理の可能性等に役立つ。しかし、化学工場排水や一部の合成有機化合物は測定対象に含まれない。</p>
<p>化学的酸素要求量 (COD)</p>	<p>水中の有機物などを酸化剤(過マンガン酸カリウム)で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。COD は、水質汚濁を示す代表的な指標で BOD とともに広く一般に用いられている。また、水質関係の各種法令で規制項目として採用されており、水質総量規制では指定項目とされている。COD は、有機物量のおおよその目安として使われ、水の有機物汚染が進むほどその値は大きくなる。BOD に比べ短時間で結果がでるが、有機物のみでなく、第一鉄や亜硝酸塩などの無機物も酸化してしまう。BOD とは一致した傾向を示さないこともある。</p>
<p>浮遊物質 (SS)</p>	<p>水中に懸濁している直径 2mm 以下の不溶解性の粒子状物質のことで、粘土鉱物に由来する微粒子や動植物プランクトン及びその死ガイ並びに下水・工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿などが含まれる。浮遊物質は、一般的に清浄な河川水では粘土成分を主体に若干の有機物を含むものにより構成されることが多いが、汚染の進んだ河川水は、有機物の比率が高まる。SS の量は、水の濁りや透明度などの外観に大きな影響を与える。また、SS が生態系に与える影響には、魚類のえらを塞ぎ呼吸を妨げて窒息させる危険性や、太陽光線の透過を妨げ、藻類の同化作用を阻害させる等がある。</p>
<p>溶存酸素量 (DO)</p>	<p>水中にとけ込んでいる酸素の量で、河川や海域での自浄作用や魚類等の水棲生物には不可欠なものである。水中における酸素の飽和量は気圧、水温及び塩分等に影響されるが、水が清澄であればあるほどその温度における飽和量に近い量が含まれる。逆に汚水や塩化物イオンを含む水、水温の高い水ほど DO の値は小さい。通常河川の DO の値は、冬は高く、夏は低い。夏期においては、水中の植物プランクトンの光合成が活発になり DO が高くなることがある。なお、地下水中の DO は、酸素の供給状態が悪く、検出されないのが普通である。</p>
<p>大腸菌群数</p>	<p>大腸菌群数とは、大腸菌群を定量的に表したもので、検水 1L 中の大腸菌群の集落数又は検水 100mL 中の大腸菌群の最確数 (most probability number) 「MPN」で表される。大腸菌群数は、し尿汚染の指標として用いられる。大腸菌は人体排泄物中に大量に存在する。大腸菌の検出によって直にその水が危険であるとはいえない。</p>
<p>全窒素 (T-N)</p>	<p>総窒素は、窒素化合物の総量をいう。窒素は、動植物の増殖に欠かせないもので、リンとともに栄養塩と呼ばれ、その存在量は、富栄養化の目安として使われている。対象は湖沼。なお、窒素に関わる環境基準は「全窒素」として定められているが、これは総窒素と同じである。</p>
<p>全リン (T-P)</p>	<p>総リンは、リン化合物の総量をいう。リンは、動植物の増殖に欠かせないもので、窒素とともに栄養塩と呼ばれ、その存在量は、富栄養化の目安として使われている。なお、閉鎖性海域においても、湖沼同様に富栄養化が問題になり、平成 5 年に海域における環境基準が設定された。汚濁源としては、生活排水や畜産排水、工業排水等広い範囲から排出される。大きな汚濁源とされていた衣料用洗剤及び食器用洗剤中に含まれるリンについては、無リン化が進んでいる。</p>
<p>陰イオン界面活性剤</p>	<p>界面活性剤は、1 つの分子内に水に溶けやすい部分と油に溶けやすい部分を合わせもっている物質のこと。そのうち水溶性の部分が水中で陰イオンとなるものが一般に洗剤として多く使用されており、これらは陰イオン界面活性剤と呼ばれている。</p> <p>水道水質基準では、「0.2mg/L 以下」と定められている。</p>

し尿・汚泥	家庭や下水処理場、浄水場、工業廃水処理施設などから発生する泥状物質の総称。
合併処理浄化槽	し尿(トイレからでる汚水)と生活排水(台所・風呂場・洗面所からでる汚水)を併せて処理する浄化槽のこと。浄化槽の中にはたくさんの微生物が棲んでいて、微生物が汚水を分解・浄化する。
コミュニティ・プラント	一般的に住宅団地等に設置される汚水を処理する施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)(昭和45年法律第137号)に基づき地方公共団体が設置するし尿処理施設のこと。
生活排水処理率	生活排水の処理状況を表す指標として用いられている。普及率は、総人口に対する生活排水処理人口の割合を表したもの。
緩和策	再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策による温室効果ガスの排出削減、森林等の吸収源の増加などによって、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止するための取組のこと。
適応策	中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組のこと。

補章.基山町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び気候変動適応計画

第 1 節 地球温暖化対策実行計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第 21 条に基づく「基山町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」で、「基山町環境基本計画」の部門別計画です。また、「気候変動適応法」第 12 条に基づく「基山町地域気候変動適応計画」(以下、「適応計画」という。)を包含します。

2. 計画の対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法に定める 7 種類の温室効果ガスのうち、初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村における標準的手法に位置付けている炭素排出量按分による推計結果を用いる事から、二酸化炭素とします。(出典:環境省「部門別 CO2 排出量の現況推計」)

3. 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、基山町全域とします。

ただし、地球温暖化対策は、広域的な視点での対策も必要となるため、必要に応じて、国や県、周辺自治体との連携も視野に入れものとします。

4. 計画の対象期間

計画の期間は、計画策定から令和 12 (2030) 年度までとします。

また、計画の基準年度は平成 25 (2013) 年度とします。

第2節 二酸化炭素排出量の推計

1. 二酸化炭素排出量の推計方法

温室効果ガス排出量は環境省策定の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル 令和3(2021)年3月」に準拠して推計しました。

2. 基山町の二酸化炭素排出状況

基山町における二酸化炭素排出量の現状は、以下のとおりです。区域のエネルギー種別エネルギー使用量を直接取得ないし把握が困難なため、地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト(環境省)で公開しているツール(部門別CO₂排出量の現況推計値^{*})を利用しました。

平成30(2018)年度の二酸化炭素排出量は、138千t-CO₂と推計され、平成25(2013)年度から24.0%減少しています。平成30(2018)年度の部門別の内訳をみると、産業部門(建設業・鉱業、農林水産業、製造業分野の合計)が54%を占めており、平成25(2013)年度から平成30(2018)年度の部門別増減率をみると、家庭部門が54%減、業務部門が50%減となっています。部門別の二酸化炭素排出量の推移を図4-3に、二酸化炭素の内訳を図4-4に示します。

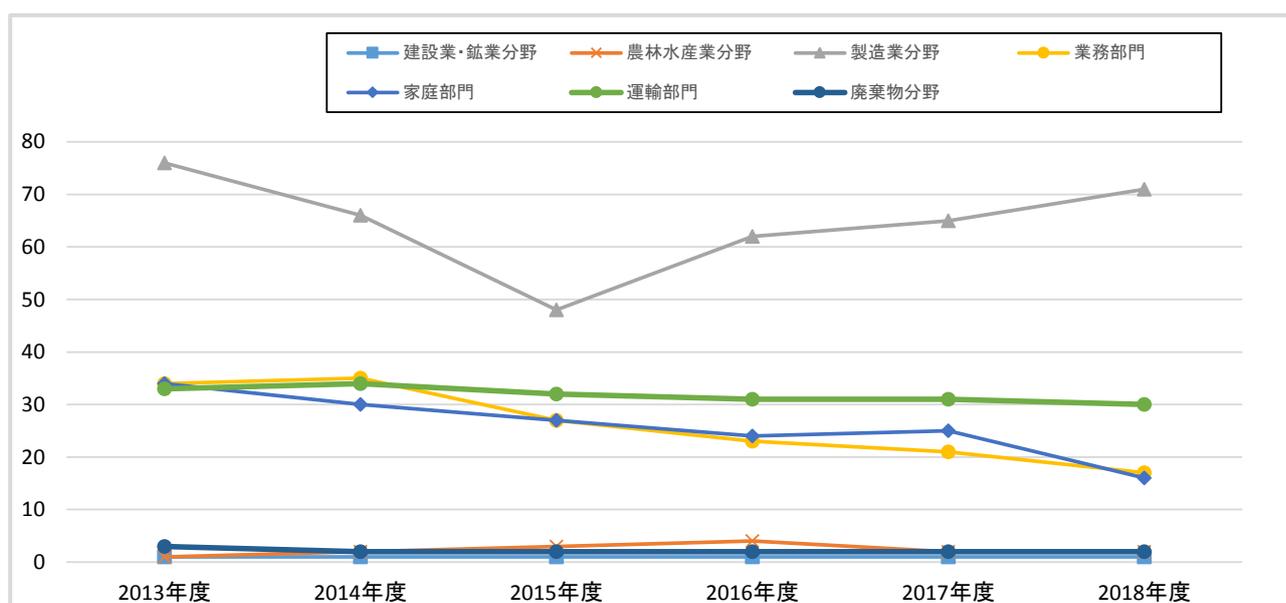


図 4-3 部門別二酸化炭素排出量の推移

^{*}市町村別の推計結果は環境省が毎年度公表しています。

部門別二酸化炭素排出量内訳(平成30(2018)年度)

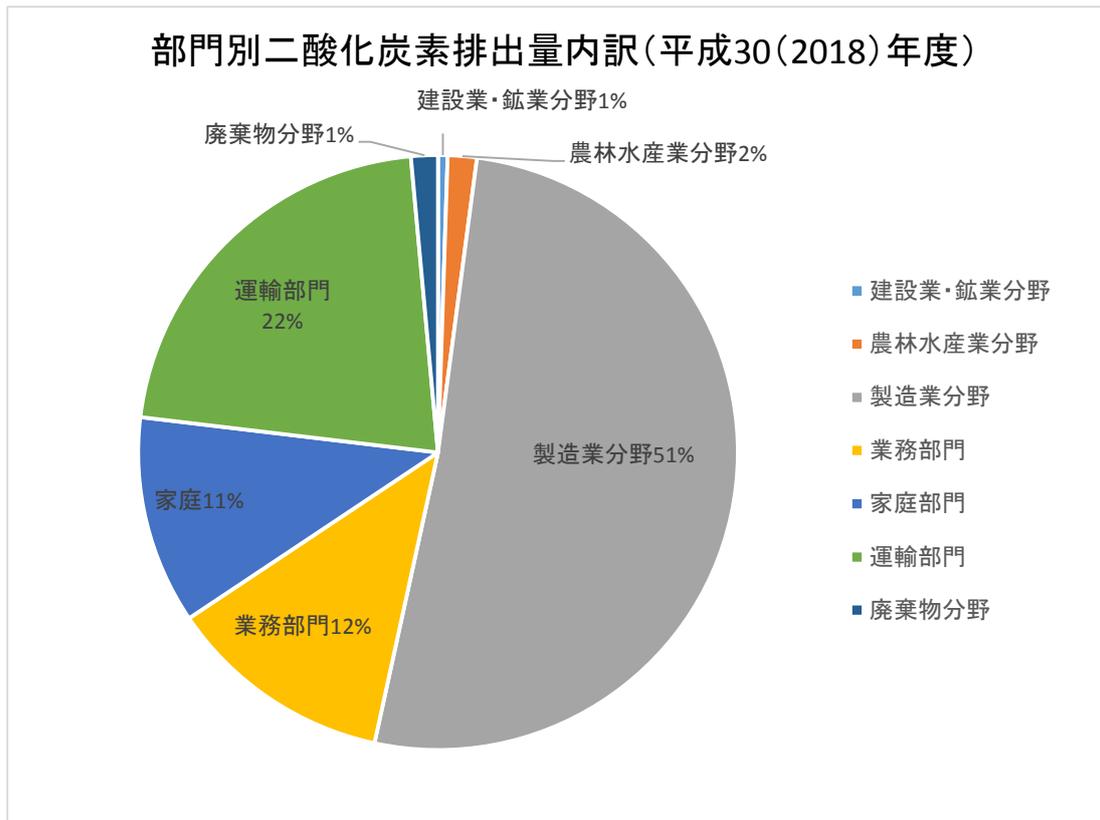
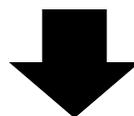


図 4-4 平成 30 (2018) 年度の部門別二酸化炭素排出量内訳

年度/部門	千t-CO2							合計
	建設業・鉱業分野	農林水産業分野	製造業分野	業務部門	家庭部門	運輸部門	廃棄物分野	
平成25(2013)年度	1	1	76	34	34	33	3	182
平成26(2014)年度	1	2	66	35	30	34	2	170
平成27(2015)年度	1	3	48	27	27	32	2	140
平成28(2016)年度	1	4	62	23	24	31	2	147
平成29(2017)年度	1	2	65	21	25	31	2	147
平成30(2018)年度	1	2	71	17	16	30	2	139



平成25(2013)年度と平成30(2018)年度データを比較

部門		平成30(2018)年度	平成25(2013)年度	差	増減率
産業部門	建設業・鉱業分野	1	1	0	0%
	農林水産業分野	2	1	1	100%
	製造業分野	71	76	-5	-7%
業務部門		17	34	-17	-50%
家庭部門		16	34	-18	-53%
運輸部門		30	33	-3	-9%
廃棄物分野		2	3	-1	-33%
合計		139	182	-43	-24%

第3節 基山町の二酸化炭素排出量の将来推計(現状趨勢^{すうせい}ケース)

1. 二酸化炭素排出量の算出方法の考え方

削減目標の設定に当たり、現状どおりで追加的な地球温暖化対策を実施しないことを前提とした二酸化炭素排出量(現状趨勢ケース排出量:BAU)について、本町の平成30(2018)年度における二酸化炭素排出量に基づき、令和12(2030)年度における将来推計を行いました。推計手法を図4-5に示します。現状の二酸化炭素排出量は、環境省が毎年度公表する市町村別の推計結果です。

現状趨勢ケースによる排出量は、各部門(家庭部門等)等を対象として、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き(令和3(2021)年3月環境省)」に基づき、二酸化炭素等の排出係数及びエネルギー消費原単位(活動量1に対するエネルギー消費量)を現状の数値で固定し、将来の活動量(世帯数等)から算定することとします。

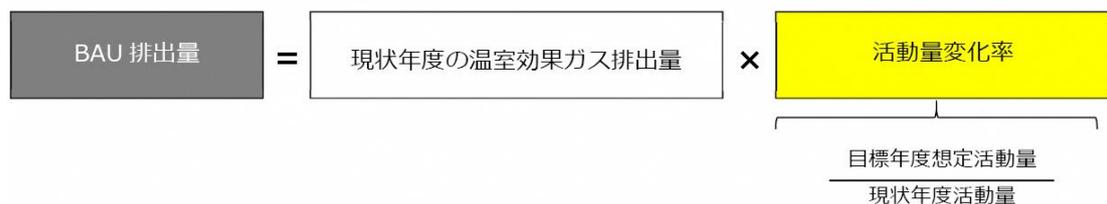


図 4-5 BAU 排出量の推計手法

1) 推計方法

BAU 排出量の推計手法は、部門・分野別の活動量推計を用います。ただし、全ての部門・分野について区域の活動量の将来推計が可能とは限らないので、主要な部門・分野のみ個別推計を行います。部門・分野別の将来推計に用いる活動量を表4-1に示します。

表 4-1 部門・分野別の将来推計に用いる活動量

部門・分野		活動量
産業部門	製造業	製造品出荷額
	建設業・鉱業	従業者数
	農林水産業	
業務その他部門		
家庭部門		世帯数
運輸部門	自動車(旅客・貨物)	自動車保有台数
	鉄道	人口
	船舶	入港船舶総トン数
廃棄物部門		CO ₂ 排出量

現状趨勢ケースの将来推計の結果、令和12（2030）年度における二酸化炭素排出量は113千t-CO₂となりました。平成25（2013）年度の温室効果ガス排出量と比較した削減量は69千t-CO₂となり、約38.1%に相当します。

現状趨勢ケースの将来推計の結果を図4-6、二酸化炭素の内訳を図4-7に示します。

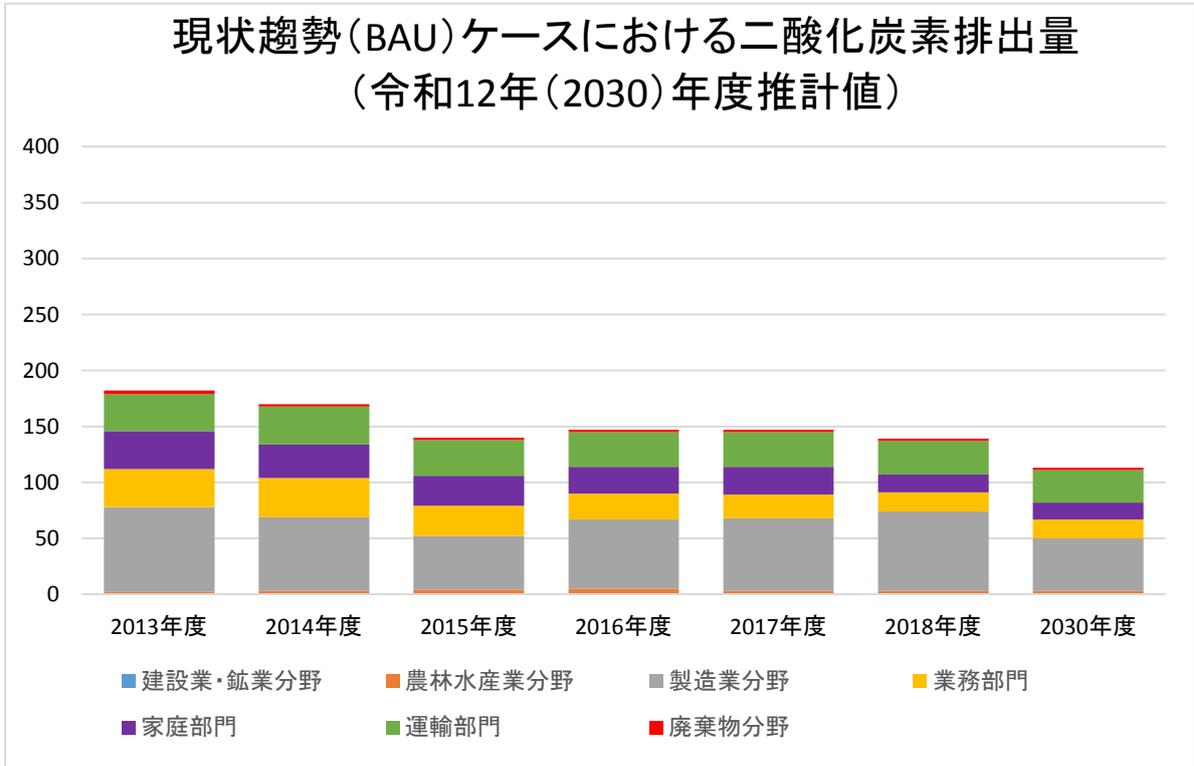


図4-6 現状趨勢(BAU)ケースにおける二酸化炭素排出量(令和12年(2030)年度推計値)

部門別二酸化炭素排出量内訳(令和12(2030)年度)

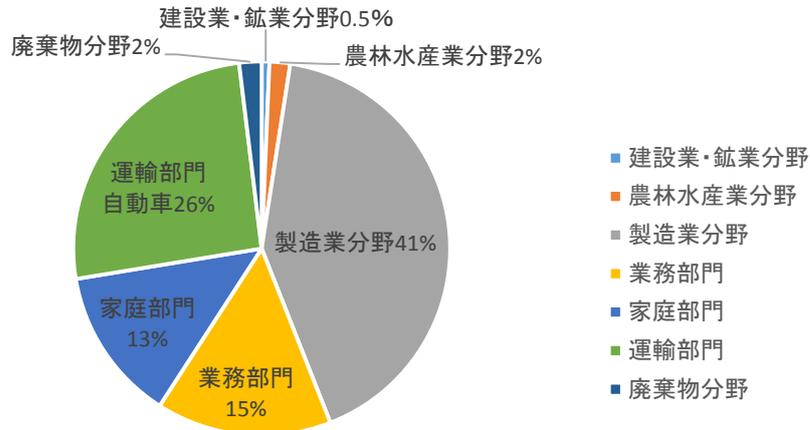


図 4-7 令和 12 (2030) 年度の部門別二酸化炭素排出量の内訳(推計)

年度/部門	千t-CO2							合計
	建設業・鉱業分野	農林水産業分野	製造業分野	業務部門	家庭部門	運輸部門	廃棄物分野	
平成25(2013)年度	1	1	76	34	34	33	3	182
平成26(2014)年度	1	2	66	35	30	34	2	170
平成27(2015)年度	1	3	48	27	27	32	2	140
平成28(2016)年度	1	4	62	23	24	31	2	147
平成29(2017)年度	1	2	65	21	25	31	2	147
平成30(2018)年度	1	2	71	17	16	30	2	139
令和12(2030)年度	1	2	47	17	15	29	2	113



平成25(2013)年度と対策ケースの令和12(2030)年度データを比較

部門		令和12(2030)年度	平成25(2013)年度	差	増減率
産業部門	建設業・鉱業分野	1	1	0	0%
	農林水産業分野	2	1	1	100%
	製造業分野	47	76	-29	-38%
業務部門		17	34	-17	-50%
家庭部門		15	34	-19	-56%
運輸部門		29	33	-4	-12%
廃棄物分野		2	3	-1	-33%
合計		113	182	-69	-38%

2. 地球温暖化対策による二酸化炭素削減量の推計(対策ケース)

国の「地球温暖化対策計画」に基づき、国が町民・事業者・行政等と連携して推進する対策・施策等を町域全体で取り組んだ場合の削減可能量(削減ポテンシャル)を推計しました。推計の結果、令和12(2030)年度において約82.1千t-CO₂の削減が見込まれ、これは平成25(2013)年度の温室効果ガス排出量の約45.3%に相当します。

温室効果ガス排出量の削減ポテンシャルを表4-2に、総削減見込み量を表4-3に、対策後における二酸化炭素排出量を図4-8に示します。

表 4-2 温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル

部門	対策内容	国全体の削減見込量 (千 t-CO ₂)	基山町の削減見込量 (千 t-CO ₂)
産業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	1.3	0.019
業務	高効率な省エネルギー機器の普及	24	1.13
	廃棄物処理における取組	62	
家庭	高効率な省エネルギー機器の普及	39	0.6
運輸	環境に配慮した自動車使用等の促進による 自動車運送事業等のグリーン化	660	11.3
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	21	
	各省連携施策の計画的な推進	53	
合計		860.3	13.1

表 4-3 二酸化炭素排出量の総削減見込量

項目	平成25(2013)年度比	
	削減量(千 t-CO ₂)	増減率(%)
現状趨勢ケース	69.0	37.9
国等と連携して進める各種省エネルギー対策等	13.1	7.23
合計	82.1	45.1

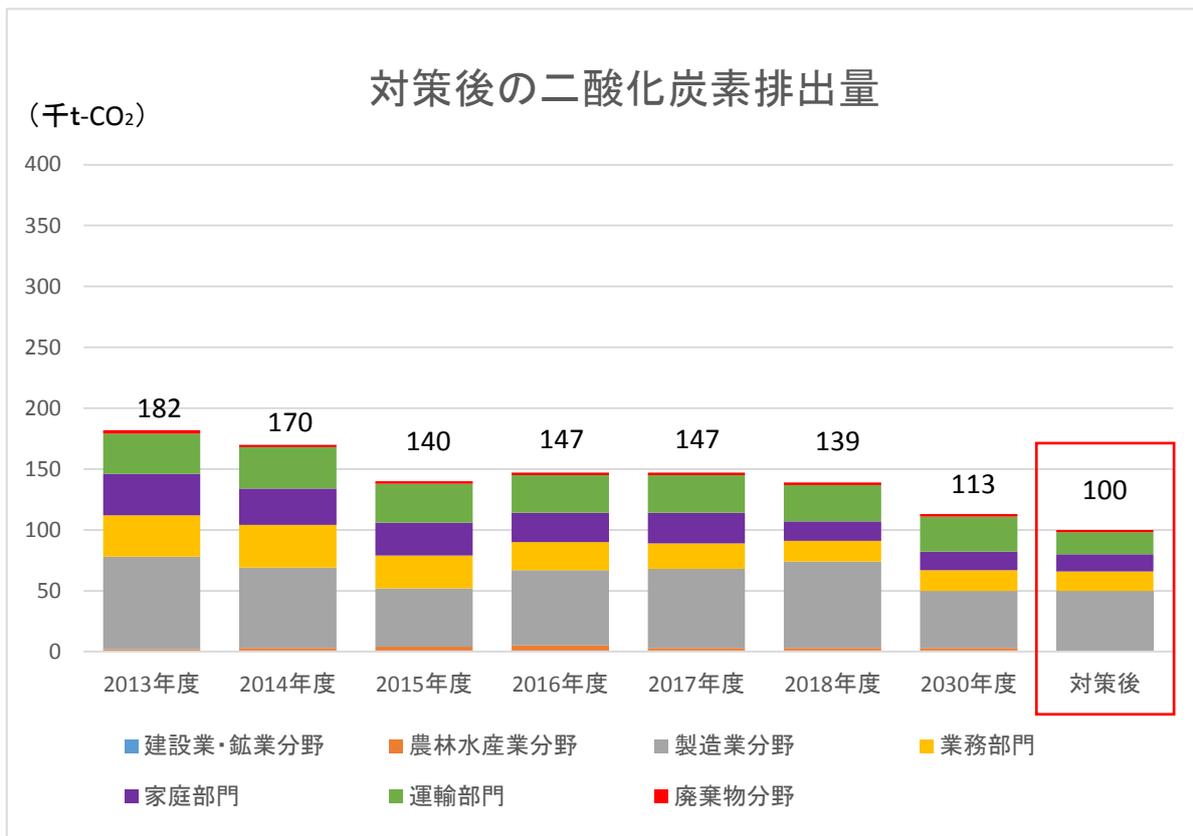


図 4-8 対策後における二酸化炭素排出量

3. 温室効果ガス削減目標の設定

国の「地球温暖化対策計画」に基づき、国が町民・事業者・行政等と連携して推進する対策・施策等を町域全体で取り組んだ場合の削減可能量(削減ポテンシャル)を推計します。

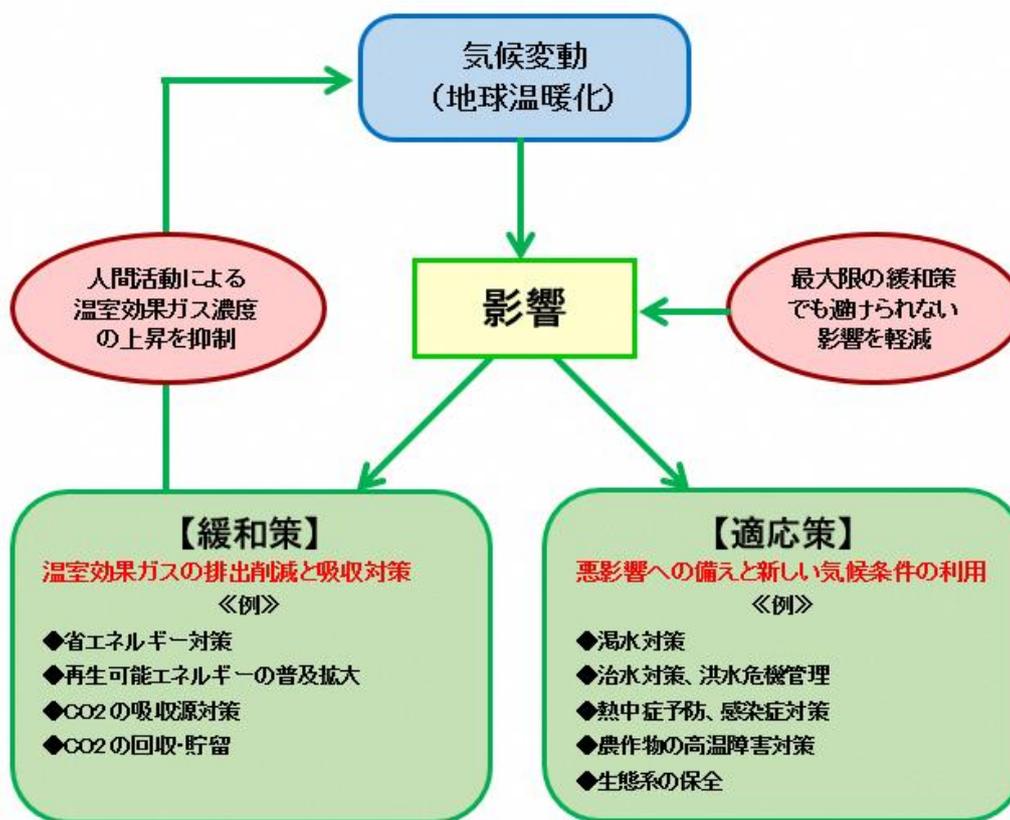
二酸化炭素の削減目標
 令和 12 (2030) 年度における二酸化炭素の排出量を
 平成 25 (2013) 年度比で 45%削減

第4節 気候変動に向けた緩和策と適応策

気候変動のリスク管理という観点からみると、緩和策は、根本的な原因である温室効果ガスの削減であり、適応策は、緩和策を講じても生ずる可能性のある避けられない影響に対する対処という関係にあります。

すでに現れている気候変動の影響に加え、国際的な合意の下に緩和策を講じても、我が国において様々な気候変動の影響が生じる恐れがあります。今後、中長期的に避けることのできない気候変動による様々な分野への影響に対処するため、影響に対する評価及び適応策を計画的に進めることが必要です。

緩和策と適応策の流れを図 4-9 に、各取組内容を表 4-4、表 4-5 に示します。



出典)環境省:日本の気候変動とその影響(平成24(2012)年度版)

図 4-9 緩和策と適応策の流れ

表 4-4 緩和策の取組内容

目標	施策の区分	取組内容
低炭素社会の実現	再生可能エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への再生可能エネルギー導入の推進 ・町民や事業者の再生可能エネルギー導入の促進
	省エネルギー施策の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ家電等の省エネ設備の導入を促進 ・低炭素な製品やサービスを選択できる必要な情報提供 ・庁舎や事業所での省エネ推進
循環型社会の構築	ごみ減量とリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量に関する普及啓発 ・廃家電等のリサイクルに関する普及・啓発
	廃棄物の適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> ・分別徹底による焼却ごみの減量化と資源物のリサイクルの推進 ・計画に基づく廃棄物の適正な処理 ・不適正な処理に対する指導 ・不法投棄防止対策
豊かな自然環境の保全	里地里山の維持保全と環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園の維持管理

表 4-5 適応策の取組内容

施策の区分	取組内容
自然災害への適応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等で避難所などの情報提供や避難情報が発令された場合に、迅速な避難行動を可能とする活動等の支援 ・浸水被害を防止するため、貯留施設の整備などの雨水流出抑制策を推進
水資源に関する適応策	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度による森林の適切な経営や管理 ・水資源の重要性および節水に対する意識の普及啓発
健康被害等に関する適応策	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等にゴーヤや朝顔の「緑のカーテン」を設置し、室内の温度上昇を抑制 ・熱中症に関する予防・対処方を普及啓発するなど、熱中症予防策の実施
自然生態系に関する適応策	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の調査による生態系の保全 ・有害鳥獣の駆除

<温室効果ガスの削減と持続可能な開発目標（SDGs）との関連性>

環境基本計画と同様、温室効果ガスの削減等のための4つの目標の各施策の方向性とSDGsの各ゴールに対する関連性を表4-6, 7に整理しました。

表 4-6 本計画の目標と関連するSDGsのゴールとの関連性

目標	施策の区分
低炭素社会の実現 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの推進 省エネルギー施策の普及・啓発 気候変動への対応（自然災害、水資源、健康被害等の適応策を含む）
循環型社会の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量とリサイクルの推進 廃棄物の適正な処理
豊かな自然環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山の維持保全と環境配慮 自然生態系に関する適応策

表 4-7 SDGsのゴールの温室効果ガスの削減等に関連する目標の内容

目標	内容
目標 2	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、栄養を改善し、持続可能な農業をすすめる
目標 6	安全な水とトイレを世界中に 全ての人に持続可能な水の使用と衛生設備を保障する
目標 7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに 安くて安定的に発電してくれる持続可能なエネルギーが使えるようにする
目標 9	産業と技術革新の基盤をつくろう 災害に強いインフラをつくり、みんなが参加できる持続可能な産業化を進め、新しい技術を生み出しやすくする
目標 11	住み続けられるまちづくりを 国内及び国家間の格差と不平等を減少させる
目標 12	つくる責任使う責任 生産と消費のパターンを持続可能なものにすることを促進する
目標 13	気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 15	陸の豊かさも守ろう 陸の生態系を保護し、持続可能な利用を促進し、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化、生物多様性の喪失を止める